

Ramsar Convention COP 5
30th Anniversary

KIWC Kushiro International Wetland Centre
釧路国際ウェットランドセンター

ラムサール条約釧路会議から30年の歩み

ラムサール条約釧路会議から30周年を迎えて

釧路国際ウェットランドセンター理事長
釧路市長　蝦名 大也



1993年に国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約のアジア初の締約国会議が釧路市で開催されてから30年が経過しました。会議参加者は95カ国1,217人、会議の運営には1,470人の市民ボランティアが従事し、当時の湿地専門家の集まりとしては世界最大規模の会議となりました。

日本で最初の登録湿地であり、国内最大となる釧路湿原を有する釧路市で、国レベルの国際会議の開催を誘致し、運営に協力してきたことは、湿地に対する地域住民の意識を大きく変えたほか、当地域の国際化にも大きく貢献しました。

MICE受け入れ体制の構築や多言語ガイドの育成、公共施設における多言語表記の充実、更には体験型インバウンド観光の開発や多文化共生事業の実施といった現在の釧路市の重要な施策の基礎となってます。

また、市民参加による湿地保全と会議の成功は、世界に先駆けたグッドプラクティスとして高い評価をいただき、湿地を有するアジア各国をはじめ、日本全国の自治体やNGOからも、保全活動やラムサール条約の新規登録に際し、多いに参考にしていただきました。ラムサール条約釧路会議から30年が経過し、開催時には9か所であった日本国内の登録湿地は、現在では53か所となっております。

気候変動対応や地球温暖化対策に向けた二酸化炭素排出量削減の取り組みが世界中で進む中、湿原が有する二酸化炭素吸収や炭素貯留の役割はこれまで以上に大きくなっており、釧路湿原のみならず、世界中の湿地そのものを維持していくことが脱炭素社会には不可欠であるということが、様々な研究、分析結果からも明らかになっています。

一方、コロナ禍後のインバウンド観光の急増に伴う観光地のオーバーユースの課題や、再生エネルギー政策と自然保護のバランスの問題も日本各地で顕著となってきており、今こそ、ラムサール条約の理念の一つである「ワイズユース（湿地の賢明な利用）」の実践が、様々な分野で不可欠になっていると感じております。

釧路国際ウェットランドセンターは、釧路会議の開催後、釧路地域の4つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖）の「ワイズユース」を推進していくことを目的に、環境省や北海道のみならず、世界の湿地関係者のご支援、ご協力をいただき設立されました。釧路会議開催から30周年の節目にあたり、この記念誌を通じてこれまでの歩みを振り返り、先達の思いを心に刻みつつ、今後も、当センターの構成団体や地域住民、自然保護団体の皆様のご協力をいただきながら、湿地保全と国際貢献の一端を担う拠点として、弛まぬ活動を続けてまいります。





アジアで初の開催となった ラムサール条約釧路会議 《COP5》から 30年を迎えました

ラムサール条約とは、
1971年にイランのラムサールで開催された「湿地と水鳥の保護のための国際会議」で採択された国際条約です。水鳥をはじめとする野生生物の生息地となっている湿地を、国際的な協力のもとに保護・保全し、賢明に利用すること（ワイズユース）を目的としています
釧路会議は地域の人々がラムサール条約について理解する大きな機会となりました。この記念誌では、会議に関わった方々のお話を交え、これまでの湿地に関する取組みを振り返り、ラムサール条約の理念を継承していくための今後の湿地保全と賢明な利用について考えます。

1993 2023

目次
Contents

1　理事長巻頭挨拶
2　発刊にあたって
5　釧路管内ラムサール条約登録湿地の概況
6　釧路国際ウェットランドセンター30年のあゆみ

第1章　釧路会議

8　ラムサール条約釧路会議の概要
9　会議関係者からの声

第2章　開催後の取組みについて

16　KIWCの設立、KIWCの役割
17　KIWCの活動、ラムサール条約締約国会議での活動
18　国際協力
19　姉妹湿地交流
20　技術委員会の活動
21　普及啓発活動
22　釧路湿原自然再生事業
23　釧路地域における環境教育から湿地教育
24　管内市町村の取組み

第3章　これからの湿地保全について

26　これからの湿地保全について
30　管内登録湿地の今後の取組み
32　湿地の機能と役割
33　釧路湿原の恵みを未来の世代に残すために　ー技術委員会ー
34　ラムサール条約釧路締約国会議30周年によせて　ー技術委員会委員長ー

＜資料編＞
・ラムサール登録湿地インフォメーションシート
・ラムサール条約湿地区域図
・釧路地域の登録湿地別の湿地分類並びに登録基準
・ラムサール条約第5回締約国会議の決議・勧告件名一覧
・釧路声明
・KIWC 設立趣意書
・KIWC 役員
・KIWC 構成団体
・KIWC 組織図
・KIWC 会則

＜事業内容一覧表＞
・国際会議及びワークショップ開催事業
・ラムサール条約締約国会議参加状況
・オーストラリア・ハンター河口湿地との姉妹湿地交流
・世界湿地の日記念「冬のエコツアー」実績一覧
・JICA研修受け入れ事業
・河川調査事業

釧路管内ラムサール条約登録湿地の概況



01

釧路湿原

釧路湿原

釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村

1980年ラムサール条約登録（登録面積：7,863ha）

釧路湿原は東西25km、南北36km、総面積22,070haの日本最大の湿原で、日本で最初にラムサール条約湿地に登録されました。大部分はヨシ・スゲ湿原からなり、南北を貫いて流れる釧路川が大きく蛇行しながら流れ込み、その支流が湿原を網の目のように広がっています。特別天然記念物タンチョウや、国内ではごく限られた地域でしか確認されていない「北方遺残種」のキタサンショウウオなど、希少な動植物が多くみられます。



02

厚岸湖・別寒辺牛湿原（提供：厚岸水鳥観察館）

厚岸湖・別寒辺牛湿原

厚岸町

1993年ラムサール条約登録（登録面積：5,277ha）

厚岸湖は太平洋に接する冬でも全面凍結しない汽水湖で、毎冬1万羽以上のオオハクチョウが飛来する国内有数の水鳥中継地・越冬地です。

別寒辺牛湿原は、厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川とその支流に沿って細く枝状に広がっています。総面積約8,300haの大部分がヨシ・スゲの湿原からなり、ほとんど人が足を踏み入れることのない自然の姿をとどめ、タンチョウやイトウなど、多くの希少な野生生物の生息地となっています。



03

霧多布湿原（提供：釧路市立博物館）

霧多布湿原

浜中町

1993年ラムサール条約登録（登録面積：2,504ha）

霧多布湿原は東西約3km、南北約9kmの太平洋に沿って広がる湿原です。大部分はミズゴケの泥炭地で、中に5本の河川が樹枝状に広がって流れ、30以上の小さな池沼が点在しています。

春から秋まで次々と色とりどりの花が咲き競い、「花の湿原」として観光客の人気を集めています。日本で、湿地を守る運動として初めてトラスト運動が導入されたのが霧多布湿原で、開発にさらされる周辺部の土地を寄付や寄贈により借り上げ、買い上げを行い、湿原を保全しています。



04

阿寒湖

阿寒湖

釧路市

2005年ラムサール条約登録（登録面積：1,318ha）

阿寒湖は雄阿寒岳、雌阿寒岳の二つの活火山に挟まれた周囲25.9ｋｍのカルデラ湖です。日本最大の淡水魚であるイトウをはじめ、多くの希少な水生動植物がみられます。なかでも藻類の一種であるマリモは有名で、特別天然記念物に指定されています。大きな球状マリモは、世界中でも阿寒湖でのみ確認されています。

湖の周辺には、ヒグマやエゾシカなどの大型の哺乳類や、天然記念物のクマゲラ、シマフクロウなどの希少鳥類などが生息する深い森林が広がっています。

釧路国際ウェットランドセンター30年のあゆみ

1992（平成4年）

- 3月　アジア湿地調査局（AWB）局長、ファイザル・パリッシュ氏来釧
  ラムサール条約釧路会議（以下COP5）以降の協力について釧路市と協議を開始

1993（平成5年）

- 6月　**COP5が釧路市観光国際交流センターにて開催（9～16日）される。厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原がラムサール条約登録**
  『湿地保全及びワイズユースに関する釧路市と国際水禽湿地調査局（IWRB、現在の国際湿地保全連合）、アジア湿地調査局（AWB）の将来の協力について』の合意書に提携調印（15日）
- 7月　合意書に基づきIWRB、AWB、環境庁、北海道、釧路市によるワーキンググループ設置
  第1回会合開催（19～20日）
- 12月　釧路国際ウェットランドセンター設立にかかる関係機関との基本協議開始
  東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ（後のEAAFP）が釧路市で開催される

1994（平成6年）

- 5月　関係市町村等が設立について基本協議合意
- 6月　釧路国際ウェットランドセンター準備委員会設置。会議開催（8月、11月）
- 8月　**国際協力事業団（現国際協力機構JICA）の研修事業を受託開始**
  環境庁（現環境省）提案の新規研修「湿地及び渡り鳥保全研修」を受託開始
  以降、2017年まで実施。エコツーリズム研修は継続中
- 11月　**釧路から代表団が訪豪。ショートランドウェットランドセンター（ニューカッスル市）において、国内初の姉妹湿地および姉妹校提携の調印式を実施（7日）**

1995（平成7年）

- 1月　釧路国際ウェットランドセンター準備委員会、第3回会議開催
  釧路国際ウェットランドセンター設立総会
  技術委員会の設置（辻井達一氏が初代委員長に就任）
- ロゴマークの決定
- 3月　技術委員会が「エコツーリズムに関する調査」報告書を発表
- 5月　**姉妹湿地訪問団の初受け入れ、以降、2023年現在まで18回の相互訪問を実施**
- 9月　ニュースレター（日、英語版）の発行開始（～2013年）

1996（平成8年）

- 3月　**ラムサール条約締約国会議（COP6、豪州ブリスベン）に理事長（釧路市長）を団長として86名が参加。以降、地域のNGOとして、締約国会議（COP）にオブザーバー参加、展示ブース出展による地域の保全活動の発信を行う（～2015年）**

1998（平成10年）

- 3月　技術委員会が「湿原生態系の保全」―河川流水・湧水の環境調査報告書を発表
- 9月　国連訓練調査研究所UNITARの「生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ」を開催。以降、2008年まで7回開催

2000（平成12年）

- 釧路湿原ラムサール条約登録20周年記念事業の実施（シンポジウム、エコツアー、自然観察会を開催）。以降、世界湿地の日（2月2日）を記念した冬のエコツアーとして継続
- 釧路国際ウェットランドセンターの公式ウェブサイト（日、英）を開設

2001（平成13年）

- 3月　技術委員会が「道東湿地群をフィールドとする環境教育」について報告書を発表
  以降、3年毎にテーマを決め調査報告書をまとめる
- 9月　地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ、市民シンポジウムを開催

2003（平成15年）

- 7月　COP5、10周年記念事業「21世紀を迎えたラムサール条約」国際フォーラムを開催
- 11月　**国の自然再生推進法の成立（1月）を受けて釧路湿原自然再生協議会が設立**
  構成団体として、現地観察会など地域住民向け啓発事業を実施
- ラムサール湿地保全国際子ども作品展を開催。管内市町村、道内ラムサール条約登録湿地、豪州、中国、韓国、リトアニアで巡回展を開催（～2004年）

2004（平成16年）

- 3月　技術委員会が自然再生をテーマに3か年の研究報告書「湿地及びその環境の修復・再生の試み」を発表
  姉妹湿地提携10周年、理事長（釧路市長）が渡豪し提携書を更新

2005（平成17年）

- 10月　釧路市、阿寒町、音別町が合併。釧路国際ウェットランドセンター設立10周年記念・釧路市合併記念「国際ツルフォーラム・ツルと私たちの未来」開催
- 11月　**阿寒湖がCOP9（ウガンダ・カンパラ）においてラムサール条約に登録（8日）**

2007（平成19年）

- 2月　英語版フィールドガイドを発行、以降2018年までに8回改訂
- 7月　釧路湿原国立公園指定20周年記念事業「釧路湿原と阿寒湖のワイズユースを考えるワークショップ」、講演会、ワークショップを開催

2009（平成21年）

- 3月　**北海道社会貢献賞（国際協力功労者）を受賞**
- 5月　技術委員会が釧路地域のラムサール登録湿地を中心とするミンク生息状況について住民アンケート調査を実施（～11月）

2010（平成22年）

- 3月　技術委員会が「湿地生態系にかかわる外来種に関する研究」報告書を発表
  市民向け報告会「釧路地域のミンクと外来種」を開催
- **釧路湿原再生事業として標茶町茅沼地区の釧路川の蛇行流路が復元され、30年ぶりに通水。通水後の経過を観察する市民参加型の河川調査を開始（河川財団助成事業、～2020年）**
- 12月　釧路湿原ラムサール条約登録30周年記念事業「湿原たからばこ」開催

2011（平成23年）

- ラムサール条約40周年記念事業、市民シンポジウムを開催

2012（平成24年）

- 釧路湿原国立公園指定25周年記念「釧路湿原の写真大募集」コンテスト・巡回写真展を開催

2013（平成25年）

- 5月　技術委員長に新庄久志氏が就任
- 7月　COP5、20周年記念事業「ラムサール+20」記念講演会、こどもラムサール開催

2014（平成26年）

- **姉妹湿地提携20周年、理事長（釧路市長）が渡豪し提携書を更新**

2015（平成27年）

- 1月　東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）第8回パートナー会議（MOP8）の開催協力、市民向けシンポジウムの開催
- 8月　**外務大臣表彰受賞（地球環境分野における国際協力の推進）**

2016（平成28年）

- 国内外大学生の釧路湿原研修の受け入れを拡大（上智大学、酪農学園大学など）

2017（平成29年）

- KIWCフェイスブック開設（インスタグラムは2021年開設）

2020（令和2年）

- 1月　**コロナウイルス感染症が世界中で蔓延。JICAの来日研修が遠隔研修に変更、大学生受け入れの中止**

2022（令和4年）

- 9月　日本湿地学会第14回釧路大会の開催
  政府の2050年カーボンニュートラル宣言後（2020年）、環境省が阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園（釧路市）をゼロカーボンパークに登録したことを受け、市内でパネル展を実施

2023（令和5年）

- **JICAの来日研修受け入れ再開。湿地生態系を活用した気候変動による社会課題の解決を目指す内容にリニューアル**
- COP5、30周年記念事業「どうする釧路湿原、未来への提言」シンポジウム、湿原学習発表会、スタンプラリー、子供向けバスツアー、姉妹湿地訪問団を迎えて日豪の渡り鳥シンポジウムを開催

1章 釧路会議

ラムサール条約釧路会議の概要

1993年に釧路で開催されたラムサール条約締約国会議は、その後の釧路地域の湿地の保全活動において、会議の運営に係わった地元の関係機関のみならず、地域住民にとっても、湿地に対する見方を大きく変える大きな節目となりました。



1．会議名称　　ラムサール条約第5回締約国会議
2．会議期間　　平成5年6月9日（水）～6月16日（水）
3．会場　　釧路市観光国際交流センター、釧路湿原ほか
4．会議参加者
　(1) 参加国数　95カ国151団体
　(2) 参加者数　1,217名（内、海外参加者338名）
5．会議内容
　会議の中心的なテーマは「湿地の賢明な利用」（ワイズユース）であり、湿地を持続的に利用するためのガイドラインが確認され、最終日に「釧路声明」として採択されました。
　①国際的に重要な湿地の保全と管理
　②湿地の保全とワイズユースの推進計画の立案とその実施
　③開発援助を通しての国際協力及び多国間に渡る湿地生態系、水資源及び移動を行う種の管理
　④条約に関する啓発及びその目標の推進
　「釧路声明」の決議は、現在の湿地保全の枠組みに引き継がれています。
6．会議従事者
　接遇等ボランティア　延べ4,446名（実人員1,470名）
　釧路市実施本部職員　延べ4,400名（実人員668名）

湿地の賢明な利用（ワイズユース）

ラムサール条約では、湿地の保全を促進するとともに、その湿地をできる限り適正に利用することが期待されています。湿地の賢明な利用とは、湿地の価値を認識し、その生態系を維持できるような方法で湿地を持続的に利用することです。

人類は昔から、人間生活に重要な多くの資源を持つ湿地を、さまざまな方法で利用しています。しかし、利用の仕方によっては、わずかな期間でその機能を失い、景観や生態系を変えてしまうこともあります。こうしたことから、湿地の持つ資源を上手く継続的に利用していくことが重要となってきます。


湿根内木道


塘路湖カヌーツアー


登録受付



プレスブリーフィング準備の様子


空港出迎え


会場：釧路市観光国際交流センター



記者会見


ネイビット事務局長と（左／佐藤氏）

開かれた扉

― 海外参加者が見たラムサール条約釧路会議

当時：ラムサール条約釧路会議地域推進委員会事務局書記　佐藤　奈保子

釧路会議の準備・開催において、釧路湿原関係市町村270団体からなる地元事務局の一員として、海外との連絡や接遇に携わる機会をいただきました。「ラムサール条約釧路会議報告書」（ラムサール条約釧路会議地域推進委員会1993年）は、海外参加者から寄せられた20の感想を紹介しています。「釧路滞在中、市民の皆さんや近隣町村の方々が、様々な形で私たちに心の扉を開いてくれました～L・N・メーソン氏（USA）」「本当に忘れ難い大切な印象は、まちの人々全てが会議に関わりをもって働いたこと。釧路会議はラムサール条約の歴史の中で里程標になるでしょう～A・アントニエッティ氏（スイス）」。

地域の総力を結集した釧路会議を延べ4,446名のボランティアが支えました。その中から2年後、釧路国際交流ボランティアの会（現釧路国際交流の会）が誕生します。草の根の国際交流を地道に重ね、同団体は平成28年度北海道社会貢献賞（国際協力功労者）、北海道多文化共生アワード2020を授賞しました。

開かれた扉を通して融和の世界が築かれていく。釧路会議の交流で広がった笑顔と感動は、30年を経た今も、これからも、共にあります。


開催が決定した釧路市の様子


ラムサールパレード


日本政府主催レセプション

Ramsar Conference
Kushiro 1993





ホームビジット



分科会

第５回ラムサール条約釧路会議にボランティアとして参加して

フランス語友の会 会長　曽我　徹也

ラムサール条約釧路会議から30年が経ったのですね。私はフランス語の通訳とホームビジットのボランティアとして参加しました。私の家にフランス人３名とベルギー人ご夫妻をお招きして、お互いの国のことを話し合いました。日本人の家庭に上がるのは初めてとのことで、仏間を案内したところ家庭内に先祖の仏壇を祀っていることがとても不思議な様子でした。モロッコとチュニジアの方たちを北海道漁連釧路支店に案内し、漁連の方から日本の魚の流通と販売代金回収までの説明をしていただきました。日本の漁業者から消費者までの完璧に近い日本の流通システムにお二人は大変驚いておりました。通訳ボランティアとして大きな経験をさせていただきましたが、きちんと通訳できない場面もたくさんありました。しかし伝えようという熱意があればお互いに理解し合えることも分かりました。



霧フェスティバル



地域交流会



会議終了



合同エクスカーション



合同エクスカーション



モーニングウォーク(達古武)



全体会議

ラムサール条約COP5-30周年

スイスで開催されたCOP4（第4回締約国会議）が終わり、参加していた各国政府代表団は現地を発った。次回COP5開催地となる釧路市長からの招きを受けたばかりだが、代表団は待ち受けている会議の中身を想像さえできなかった。

一方、条約の常設委員会と事務局職員は、釧路会議が条約の未来にとって極めて重要な会議になると考えていた。COP5で専門的な内容を議論する分科会は、より簡潔で最先端のものになるべきだった。条約加盟国とNGOコミュニティの関係も密になるべきだった。自然保護に関わる国際条約ではこの関係が時として対立的なものとなることもあった。条約はもっと人々に寄り添ったものになるべきだった。

釧路市との事前打ち合わせでは条約事務局、常設委員会ともにCOP5に向けての釧路の意気込みを知ることとなった。かなり大きな地震があったにもかかわらず、会議に向けてホテルの新設も進められていた。海外からの代表団の受け入れに対応するため、ボランティアが組織され研修が行われていた。どうやら床屋さんからタクシードライバー、小学校児童にいたるまで全ての人々が巻き込まれているようだった。美術コンテストや展示が準備された。劇場では海外からの代表団に日本文化を知ってもらうイベントがあった。茶の湯、生け花教室、和太鼓コンサート。会場の外ではパレードが行われた。ランチタイムには地元の食事が。希望者には一般家庭を訪問する機会も与えられた。このような準備はそれまでのCOPでは全くなかった。釧路会議はわくわくするほどこれまでと違うことになりそうだった。学びと文化交流に満ちた一週間となりそうだ。

釧路は総力をあげてくる。とてつもない会議のための完璧な環境がつくり出されようとしていると感じられた。

実際に起こったことはまさにそのような出来事だった。たくさんのNGOが参加し、今日においてもこれまでで最良の専門的議論が行われた。驚くべきことに、専門的な話が続くことに辟易することはなかった。小一時間もすれば釧路の市民が何か素晴らしいことをやってくれるさ、と思えばすむことだった。湿地のワイズユースに市民参加を持ち込む決議が考えられ、その後の会議でも続けられることとなった。このことは紛れもなく、COP5に極めて多くの市民が参加したことの影響と言える。

釧路での一週間が終わりに近づいても、COP5の作業は続けられた。締約国による今後の検討や行動が求められる一連の決議があった。代表団の熱意は条約事務局の予算倍増にもつながった。そして釧路会議以降も業務を遂行するための新しい機関も登場した。代表的なのが―雄大な釧路湿原等とそのワイズユースを国際的な研修と研究の舞台とする―「釧路国際ウェットランドセンター」である。湿地の姉妹提携も確立された。これらはいずれも一時的な試みではない。現在も活発に続けられている。

COP5の目的は達成されただけではなく、はるかに超えたものとなった。思うに鍵となったのは、舞台となった街の熱意と深い関わり、そしてなにより市民と現地の湿地に関わるリーダー達の強い心であった。

日本語訳協力：小林聡史氏



ローレンス・メーソン
当時：ラムサール条約常設委員会議長
Lawrence Mason

Ramsar Convention COP 5 - 30th Anniversary

When the RAMSAR Convention delegates departed from COP4 in Switzerland they had just accepted an invitation from Mayor Wanibuchi of Kushiro, Hokkaido, Japan to host COP5. The delegates had no idea what that invitation would include.

When the Convention staff and Standing Committee departed from COP4, they understood that the Kushiro meeting would be critical to the future of the Convention. Technical workshops held during COP5 had to be more concise and more cutting edge. The relationship between the parties to the Convention and the NGO community had to be integrated. In some conservation conventions this relationship was adversarial. The Convention needed to be brought closer to the people.

During an early preparatory meeting with the city, the Bureau and Standing Committee came to learn about Kushiro's commitment to COP 5. Even though there had been a major earthquake, there was a rush to finish new hotels in time for the Convention. A corps of volunteers had been formed and trained to deal with the influx of foreign delegates. It seemed that everyone from barbers and taxi drivers to elementary school children were to be involved. Art contests and displays were planned. Theater presentations would introduce delegates to Japanese cultural activities. There would be a tea ceremony, flower arrangement demonstration, a Taiko concert. An opening parade. Local food at lunch times. There would be home visits to Japanese families for visiting delegates. None of these efforts had ever occurred at prior COPs. The Kushiro COP was going to be excitingly different. It would be a week full of learning and cultural exchanges.

Kushiro was going all out and we quickly understood that this would create the perfect environment for an extraordinary conference.

And that's exactly how it worked out. Some of the best technical discussions to date took place in Kushiro with rich participation by the NGO community. Amazingly, there was no weariness from the flood of technical talk - after all, in another hour something special would be happening with the citizens of Kushiro. Decisions related to the participation of citizens in wetland wise use were forthcoming and even continued into future meetings. This had to be influenced by the extensive citizen participation in COP5.

When our week in Kushiro came to a close, the work of COP5 kept going. There were resolutions that called for future considerations and actions by the Parties to the Convention. The enthusiasm of the delegates had even led them to decree a 100% increase in the Bureau budget. And there were new institutions created to carry the work of the COP into the future. Primary among these was the creation of the Kushiro International Wetlands Center - dedicated to global training and research into the wise use concept and centered around the spectacular Kushiro Shitsugen National Park. Sister wetlands were established. These were not temporary phenomena. They still endure.

The goals of COP5 were not only met - they were vastly exceeded. The key, it seems, was the city - it's dedication, it's deep involvement, and most of all the strong feeling of the city and its leaders for its own wetland.

lawrmason@cs.com

ラムサール条約COP5-30周年

国際的に重要な湿地に関するラムサール条約COP5、1993年釧路会議は自然環境保全のための国際協力における重要なマイルストーンであると認識されてきた。それはまた個人的にも極めて満足のいく経験であった。

会議に関わった釧路のスタッフによる献身と釧路市にとっての最初の国際的な会議として歓迎する釧路市民の親切をいつも心温まる記憶として思い出す。今日に至るまで、参加者達がラムサールCOP5こそ彼らがこれまで参加してきた会議の中で最も楽しかった会議だったというコメントをいただいている。

COP5に至るまで、ラムサール条約はまだ進むべき道を探している状態であった。（パリ議定書とレジャイナ改正案を通じて）いくつかの運営に関する必要な改善が行われたばかりであった。スイスのモントルーで開催されたCOP4では、国際社会は条約がもつ保全と開発に向けての潜在的役割を認識し始めていた。

しかし釧路のCOP5で、条約は真に「成熟」した。釧路でのプログラムや「釧路声明」の採択を通じて、条約が果たす役割の焦点が見極められ、そのための重要なステップがとられた。持続可能な開発のために湿地が果たす重要な役割が広く認識され受け入れられた。そして加盟国は条約業務のための最初の重要な予算を採択することによって条約のためにコミットメントを行った。

これらが達成されたのは釧路での一週間で醸し出されたポジティブな雰囲気に負うところが大きい。日本政府によるサポートは重要な役割を果たし、また新規登録湿地を指定することの重要性を示し、COPにおける討議でも積極的な役割を果たした。釧路では代表団は決意ある地域社会が保全と開発の目的のために国際的に重要な湿地をどうやって管理していくかを間近に見ることが出来た。

COP5から遡ること5年前に初めて釧路を訪れた喜びに満ちた思い出がある。準備を通じてそしてもちろん会議中においても、私は釧路の仲間達とともに働くことを心から楽しむことが出来たし、彼らの多くは親しい友人達となった。会議以降も釧路を訪れる機会が度々あり、それらを楽しむことが出来、釧路は自分にとって第二の故郷となっていると言い続けてきた。この次に訪れる機会がまた訪れますように！

意義深い30周年となることを心より祈念して

日本語訳協力：小林聡史氏



ダニエル・ネイビッド
当時：ラムサール条約事務局長/COP5事務局代表
Daniel Navid
Former Secretary General and Head of Secretariat COP5
Ramsar Convention

Ramsar Convention COP 5 - 30th Anniversary

The 1993 Kushiro Conference – COP5 of the Ramsar Convention on Wetlands of International Importance – has been recognized to be an important milestone for international cooperation for nature conservation. It was also a deeply satisfying personal experience.

I always recall fondly the dedication of the Kushiro Center staff as well as the kindness of the citizens of Kushiro in welcoming a first international conference to the city. To this day, I receive comments from participants telling me that Ramsar COP5 was the most enjoyable meeting they have ever attended.

Going into COP5 the Ramsar Convention was still finding its way. Some necessary administrative improvements had recently been made (e.g. via the Paris Protocol and the Regina Amendments). At the 4th COP in Montreux the international community began to appreciate the potential of the Convention for conservation and development. But at COP5 in Kushiro, the Ramsar Convention truly “came of age”. Significant steps were taken to solidify the focus of work through the adoption of the Kushiro Program and Kushiro Declaration. The crucial role wetlands can play for sustainable development was widely acknowledged and accepted. And the member states backed up their commitment by adopting the first significant budget for convention work.

These accomplishments were made possible in large part because of the positive atmosphere that week in Kushiro. The Japanese government provided significant support and took the lead in designating new Ramsar sites as well as playing a proactive role in the COP discussions. In Kushiro the delegates saw at first hand how a committed local community can manage an internationally important wetland for conservation and development purposes.

I had the pleasure to first visit Kushiro some five years in advance of COP5. During the preparations and of course during the event, I greatly enjoyed working with the Kushiro colleagues many of whom who became close friends. I have had the pleasure to return several times in subsequent years, and have always said that I considered Kushiro to be my second home. I am very much looking forward to the next opportunity to return!

Sending my best wishes for a meaningful 30th Anniversary observance.

条約事務局にて　1991-93



釧路公立大学名誉教授　小林　聡史

釧路市で派遣研修、出発準備をしていた1991年は湾岸戦争で幕を開け、激動の年でした。当時の助役（故）古谷さんとともにジュネーブに到着。グランという町では、IUCN（国際自然保護連合）の移転先、新ビル建設が始まることから、WWF（世界自然保護基金）インターナショナルも含めたパーティに参加できました。

一番の業務はラムサール条約釧路会議の準備で、アジア地域担当というのは聞いてはいましたが、まあ二の次でいいのかなと考えてました。甘かったです。ラムサール条約誕生の地イランや湾岸戦争のイラクを含む、広大なアジア地域とオセアニア地域での条約促進が重大任務となりました。旧ユーゴスラビア紛争の出口が見えない中、６月にクロアチアとスロベニアが独立。翌７月、事務局次長スマート氏とともに、ラムサール条約に加盟したばかりのケニアを訪れることになりました。当時アフリカ担当がいなかったためです。ケニア最初の登録湿地はフラミンゴで有名なナクル湖（国立公園）です。しかし、発展が著しいナクル市に上水を供給するためのダムが、日本とケニア政府との合意で建設される予定で、ナクル湖に甚大な悪影響が予想されるという。幸いにも釧路会議では外務省からダム建設は中止に、というううれしい報告がありました。

91年はソ連の崩壊で終わります。92年３月、京都でワシントン条約のCOPが開催されました。象牙取引やサイ角密猟といった日本に関する議論もあったのですが、残念なことに日本のNGOからの発言はあまりありませんでした。うれしいことに日本のNGOも力をつけ、釧路会議では国内の登録湿地や、失われつつある干潟の重要性について等々、積極的な情報提供に貢献してくださいました。

釧路市職員と市民による全力投球の準備と運営。日本における国際イベントでの「おもてなしの心」というのは釧路会議で始まったのではないでしょうか。

現在でも語りぐさになっている30年前の会議の成功は、参加者だけでなく、関係した多くの人々の記憶に刻まれています。ラムサール条約をはじめとする数々の国際環境条約、そして条約が対象としている湿地の研究も裾野が広がり、多くの人々が活躍しています。釧路会議の準備と運営、その一端を担えたことは人生の宝物。ネイビッドさん、メーソンさんおふたりをはじめとする寄稿者の方々、そしてとても名前を挙げきれないほど多くの支えてくださった方々に感謝の気持ちでいっぱいです。

ラムサール条約
第5回締約国会議（COP5）への
釧路地域の皆さまの貢献に感謝！



NPO法人日本国際湿地保全連合　相談役　　名執　芳博

1990年9月、在ケニア日本大使館への3年間の出向を終え、環境庁（当時）に戻ってくると、COP5の担当（釧路会議準備室長）となることが決まっていました。

1988年、ラムサール条約のDaniel Navid事務局長（当時）が訪日し、COP5日本開催の要請がありました。環境庁としては、国内において関心が高くなかった“湿地”の重要性についての認識を高めるとともに、名前を知られていない「ラムサール条約」の認知度をあげる機会となると考えました。また、アジア地域で初めてのCOPを開催することにより、同地域でも湿地保全への関心を高め、ラムサール条約の締約国増にも貢献できると考えました。そして釧路市に打診したところ、鰐淵俊之釧路市長（当時）を中心として地元が誘致に積極的に動き出したことで実現しました。1990年7月、スイスのモントルーで開催されたCOP4には、30名を超す訪問団がレセプションなどを開催し、関係者と交流したとのことです。

釧路会議の準備を進めるにあたり、条約事務局や環境庁に釧路市職員を派遣していただき、事務局との連絡調整がスムーズになり、国内での準備も大いに助けられました。

釧路会議のために新たに国際会議場も建設されたのですが、開催を5か月後に控えた1993年1月、大地震に襲われ、完成直後の国際会議場も被害を受けました。条約事務局をはじめ、世界中の関係者からお見舞いや励ましの言葉が届けられ、同事務局からは地震の後始末が一段落するまで延期してもいいとの提案もありましたが、地元の頑張りにより、予定どおり同年6月に開催することができました。

また、釧路会議を成功させようと、釧路市が主導して、1989年、国内の登録湿地を有する市町村で構成される「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」が設立されました。釧路会議以後も毎年関係市町村により会議が継続し、今や政府やNGOなどの重要なパートナーとなっています。世界的に見ても、登録湿地に関係する地方自治体がネットワークを作っている例はほとんどなく、条約事務局等から高く評価されています。

環境庁が期待していたとおり、釧路会議を契機として、国内の湿地保全への関心が高まるとともに、各地で湿地保全に関わる動きが活発化しました。また、アジア地域の同条約締約国も増加しました。

同会議への釧路市をはじめとする地元の貢献は大きく、特に延べ5000人を超す市民が接遇、通訳、自然解説、国旗掲揚などのボランティアとして参加したことは特筆に値し、そのホスピタリティは参加各国や条約事務局から賞賛されました。後にも先にもこれだけの市民参加を得たラムサール条約COPはなく、釧路会議から30年の今、同会議の成功への釧路地域の皆さまの貢献に改めて感謝を申し上げます。

ラムサール条約釧路会議と
市民参加



当時：釧路市ラムサール会議準備室担当 専門員　　鈴木　信

ラムサール条約は、1971年にイランのラムサールで開かれた国際会議で採択され、7か国が締約国となった1975年に発効しました。釧路市が締約国会議の誘致を開始した頃の締約国数は48か国、釧路会議開催時は77か国でした。現在は、国連加盟国の約9割にあたる177か国が締約国となっています。マイナーな条約と言われたラムサール条約は、釧路会議を境にメジャーな条約へと大きく成長を遂げたと言えます。

釧路会議では、同条約の締約国会議史上初めて、一般市民の会議運営への参加が実現しました。その規模は、通訳ガイド、接遇、国旗掲揚、自然解説、ホームビジット受入れなど延べ5千人にも及びました。また、「ラムサールパレード」や「日本文化の夕べ」などの関連イベントにもその数倍の地域住民が参加しました。海外参加者は、本来、締約国政府や関係国際機関の代表、湿地専門家の集まりである締約国会議に大勢の一般市民が出現したことに驚きを隠さず、彼らとの交流を心から楽しんでいる様子でした。

この大規模な市民参加は、釧路会議成功の最大の要因となりました。また、「湿地管理への地域住民の参加」が条約の主要テーマになるなど、条約のその後の展開にも大きな影響を及ぼしました。第6回締約国会議（ブリスベン会議）では、「ラムサール湿地の管理への地域住民の参加に関する勧告」が採択され、第7回のコスタリカ会議では、「湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し、強化するためのガイドライン」が採択されています。

釧路会議の閉会式終了後、ダニエル・ネイビッド条約事務局長は、本会議場に会議運営ボランティアの皆さんを集めて、「この釧路が世界中で一番ラムサール条約が普及している地域です。皆さんのご協力のお陰で、釧路会議はラムサール条約のターニングポイントになりました。」と御礼の言葉を述べました。開催地釧路と地域の人々に対する最大級の賛辞であったと思います。

釧路会議から30年。海外参加者とボランティアの皆さんとの心温まる交流の様子は、当時を思い出すたびに鮮明に甦ってきます。市民の皆さんと共に国際社会に貢献したと実感できる仕事に携われたことは、私にとってこの上もない幸せであったと思っています。

2章 開催後の取組み ―1994～2023年



KIWCの設立

ラムサール条約釧路会議で示された、湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）における地域住民の参加や官民の連携などを釧路地域で推進していくことを目的に、地域の自治体や国、NGOなどで構成する「釧路国際ウェットランドセンター」（KIWC）を1995年1月26日に設立しました。

このセンターの設立により、釧路会議を契機として地元で高まった湿地保全の気運を一過性のものにせず、将来にわたってワイズユースの継続と発展を目指しています。

KIWCの役割

- COP5を契機として地元に根付いたワイズユースの思想を、具体的な環境保全の取組みとして発展させる
- 関連機関との連携により、湿地の保全と利用に関する知識や経験を釧路地域に普及する
- 上記の知識や経験を地域住民に還元するとともに、国際的な貢献に活用する

釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）

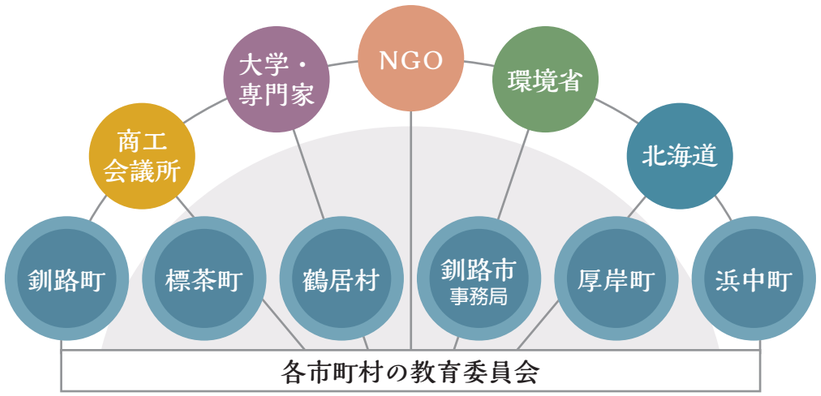

周辺市町村：負担金の出資

KIWCの活動



英語版ガイドブック

釧路地方の4つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖）の生態系を維持しつつ、その恵みを長く活用するため「湿地の賢明な利用（ワイズユース）」を推進するとともに、釧路地域の取組みや成果を発信し、地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動しています。

1．湿地のワイズユースの推進に関する普及啓発
- 講演会、観察会、展示会等イベントの開催
- 地域の湿地を活用したエコツアーの企画運営
- 出版物の発行、ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、Youtubeの運営

2．湿地のワイズユースのための技術向上
- 技術委員会による調査研究・データベースの構築
- 湿地の管理に関する技術開発及び助言

3．釧路地域の取組みを活かした国際協力
- 湿地生態系・エコツーリズムに関する研修コースの実施
- 湿地・生物多様性保全に関する会議等の開催・参加
- オーストラリア姉妹湿地との技術交流・協力
- 国際協力の推進及び他の機関との協力・連携



平成27年度外務大臣表彰を受賞しました

釧路国際ウェットランドセンターは国際関係の様々な分野で活躍した団体に贈られる外務大臣表彰を受賞しました。（平成27年8月27日　外務省飯倉公館）



釧路会議で示された住民参加の理念を実現し、
地域に還元することを第一に
多くの地域住民と関わる機会を持つよう心掛けています。

ラムサール条約締約国会議での活動

第５回釧路会議終了後、当センターは、３年に一度開催される締約国会議にオブザーバーとして参加しています。サイドイベントでのポスター展示や口頭発表などを通じ、釧路地域の湿地保護活動や湿地の現状を広く世界に伝えるとともに、今後の湿地保全の方針や新たな取り組みについて、政府代表や世界のNGO、各国の保全担当者や姉妹湿地関係者らとの情報交換を行ってきました。これまで、釧路を除く８回の会議に参加しています。





国際協力

国際会議・ワークショップ



釧路国際ウェットランドセンターでは、釧路会議開催の経験を活かし、湿地保全に関する国際会議の開催やワークショップの受け入れを実施しています。1996年「第7回IMCGフィールドシンポジウム－国際湿原保全釧路会議－」、1998年「地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ」などを釧路で開催したほか、アジア・太平洋地域の途上国を対象とした「国連訓練調査研究所（UNITAR）」の環境・生物多様性の保全に関する研修ワークショップは2008年までに7回開催され、釧路湿原の事例研究や視察などが行われてきました。2022年には「日本湿地学会第14回釧路大会」を開催し、全国各地の湿地に関する研究者が集まり、釧路湿原の魅力を伝えたほか、湿地の保全や賢明な利用等について情報共有をしました。





日本湿地学会

釧路国際ウェットランドセンターは、国際的な会議やワークショップ、研修を通じて地域・国を超えた協力ネットワークを展開し、湿地保全等に関する情報と技術の交換を積極的に行っています。

この活動実績が評価され、2015年（平成27年）に当センターは、外務大臣表彰を受賞しました。他にも釧路国際ウェットランドセンター関係者が国際協力に関する賞を受賞されています。



ルーマニア（ブカレスト）で開催されたCOP11でラムサール賞を受賞した辻井氏（左）

2008年（平成20年）JICA理事長表彰:新庄久志氏（KIWC技術委員長）
2012年（平成24年）ラムサール賞受賞:故辻井達一氏（KIWC初代技術委員長）
2017年（平成29年）外務大臣表彰:新庄久志氏（同上）

JICA研修

1994年から独立行政法人国際協力機構JICAの委託を受け、湿地の保全とワイズユースに関する途上国向けの研修を実施しています。JICA研修は途上国から研修員たちが日本を訪れ、釧路地方で取組んでいる事例や技術を学び、世界各地の湿地で活かしてもらうためテーマや対象国を変えながら現在まで継続されています。

エコツーリズムを主体としたコースでは2023年までに25回実施し、日本各地の自然や伝統文化に基づく観光資源の開発と保全の両立について理解を深めています。近年では、自然の力を活用して生態系と人間に恩恵をもたらしつつ社会的な課題を解決する“NbS”（Nature-based Solutions）コースを実施し、自然災害の防災減災や気候変動対策、生物多様性保全など様々な社会課題の解決策について学んでいます。

理事長表敬訪問





姉妹湿地交流

釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原と、オーストラリアのハンター河口湿地が1994年11月に姉妹湿地提携を結びました。姉妹湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）推進のため、湿地や渡り鳥の知識や経験の共有、民間交流を進めています。

渡り鳥が結んだ姉妹湿地

提携のきっかけとなったのは、オオジシギという渡り鳥でした。夏は本州以北（主に北海道）の湿原や草原で繁殖し、冬はオーストラリアの湿地で過ごします。

釧路の高校生によるオオジシギの調査報告書がオーストラリア政府関係者の目にとまったのを始まりに、この鳥の越冬地の一つであるニューサウスウェールズ州のハンター地方の高校と釧路の高校との間で姉妹校提携が結ばれ、さらには姉妹湿地提携に発展しました。

ハンター河口湿地

ラムサール条約登録面積:3,388ha

オーストラリア南東部の海岸、ニューサウスウェールズ州のニューカッスル市、ポートスティーブンス市を流れるハンター川の河口に広がる砂州・干潟や島々の一帯がラムサール条約に登録されています（提携当時は「クーラガング自然保護区」。2002年に登録面積を拡大し、「ハンター河口湿地」に改称されました）。マングローブ林や汽水湿地などの変化に富んだ環境は渡り鳥の生息地として重要で、多くのバードウォッチャーや研究者が訪れます。

ハンターウェットランズセンター

200種以上の野生生物が訪れる自然保護区であり、ニューカッスル市の中心地から13kmの距離にあります。バードウォッチングやカヌー、ガイドツアー、子ども向けの遊び場など、あらゆる年齢層に様々なアクティビティを提供しています。動物小屋や毎月新しい展示を行うアートスペースがあり、非営利で運営されています。

ニューカッスル市

ハンター地方の中心都市。人口約16万人。造船と炭鉱で発展し、近年は歴史的建造物や美しいビーチを有する観光都市へと変わりつつある。有名なワインの産地であるハンターバレー地方への玄関口。

ポートスティーブンス市

ニューカッスル市の北に隣接。人口約7万人。航空宇宙に関する製造業やイルカ、クジラウォッチング等の観光業が盛ん。アボリジニのウォリミ族が所有する自然保護区内にあるストックトン砂丘はオーストラリア最大級。



技術委員会の活動


調査研究報告書


委員によるポスター発表


意見交換の様子


カードゲームの制作協力

釧路国際ウェットランドセンターでは、地域の湿地について研究を進めるため、地域の大学や自然観察施設、博物館などに所属する自然科学や環境教育の研究者などで構成する技術委員会を組織しています。

研究の成果は調査研究報告書にまとめ、全国の湿地保全団体や研究機関などに無償で配布しています。

（報告書は当センターホームページhttps：//www.kiwc.net/index.htmlで公開しています）

技術委員長を中心として定期的に技術委員会を開催し、進捗状況や今後の予定について話し合い、３年ごとに調査研究のテーマを定めています。そのテーマに沿った湿地や河川環境の事例調査のため現地を訪れ、意見交換を行う現地検討会を実施しています。

また技術委員会として独自の調査も実施しており、過去のテーマでは湧水や外来生物に関する調査を行い、調査研究資料として長年活用されています。

年に１回開催される日本湿地学会にも参加しており、全国の研究者との情報交換を行うほか、ポスター発表において、自らの研究成果の発表をしています。2023年度には、釧路町の高校生が作成した生態系カード（マイアースカードゲーム）の解説文について監修を行い、釧路湿原に生息する動植物について助言や情報提供をしました。

現地検討会の主な活動場所

01. 阿寒湖チュウルイ湾…阿寒湖北部の沿岸を中心にマリモの生育環境を調査
02. 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ…丹頂の生息状況と自然採食地について調査
03. 浜中町ケンボッキ島…観光開発の影響を免れ保全されてきた歴史と産業について調査


01


02


03

普及啓発活動

釧路国際ウェットランドセンターは地域住民向けに湿地の魅力と大切さを伝えるさまざまなイベントやパネル展を積極的に実施しています。湿地の自然を楽しみながら保全に対する関心を高めるため、「湿地のワイズユース」をこれからも広く発信していきます。

湿地を学び体験できるイベント

01


夢ケ丘展望台（2021年10月16日）


釧路湿原赤沼（2022年7月31日）


毎年2月2日の『世界湿地の日』に合わせて、厳冬期の自然を満喫する冬のエコツアーを行っています。

世界湿地の日記念「冬のエコツアー」02

温根内川（2019年2月2日）


釧路市湿原展望台の常設展示

03

ゼロカーボンパネル展

2022年に釧路市は、釧路湿原国立公園を環境省が推進する「ゼロカーボンパーク」に登録し、釧路湿原の炭素吸収機能を啓発していくとともに、同じくゼロカーボンパークとして登録した阿寒摩周国立公園と連携した持続可能な観光地づくりを進めています。

釧路湿原自然再生事業

釧路湿原自然再生協議会設立までのあゆみ

2002年3月に国の「新・生物多様性国家戦略」が策定されたことを受けて、環境省、農林水産省及び国土交通省が連携して多様な主体の参加・協働による自然再生事業の提案と予算化が始まり、その裏付けとなる法的根拠の整理と事業の継続性を確保するために、議員立法によって「自然再生推進法」が12月に制定されました。

これに先駆けて、1990年代に湿地面積の減少と森林面積の拡大がみられた釧路湿原では、湿原の流域全体での保全・再生が欠かせないという見解が、研究者や地域のNPOから示され、また、2001年には北海道開発局による「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」で釧路湿原の河川環境保全に関する提言がまとめられ、従来の治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を目的に加えた改正河川法（1997年）のモデル的取り組みとして位置づけられました。

また環境省でも「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」を設置し協議会立ち上げの会合を開くとともに、釧路での取り組みの手順や手法は「釧路方式」（釧路イニシアティブ）として、環境省が2002年のラムサール条約第8回締約国会議（スペイン、バレンシア）にて発表しています。

こういった流れを受けて、翌年2003年に自然再生推進法に則り、釧路湿原自然再協議会が設置され、「ラムサール条約登録前の姿にもどすこと」を目標とし、釧路湿原自然再生全体構想の中で現在７つの小委員会（湿原再生、河川環境再生、森林再生、水循環、土砂流入、地域づくり、再生普及）が置かれ、各事業主体による自然再生事業が実施されています。

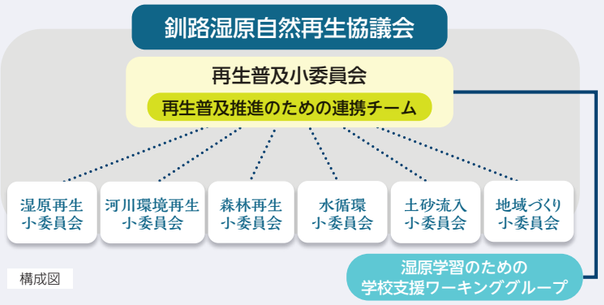

構成図

第11期構成員　149名 2022年11月～2024年11月	
個人	79人
団体	47団体
オブザーバー	13名
行政機関	10団体

多様な主体の参画 ―KIWCが担う役割

自然再生推進法では、自然再生事業の推進に地元協議会の設置を必須としており、住民参加を始め多様な主体による参画を求めています。（法律第３条第２項）釧路国際ウェットランドセンターは、釧路湿原自然再生協議会の設立前から地域への普及啓発を担ってきました。

2000年から４年間、市民向けに河川環境の観察会を行うと同時に、地元の専門家からなる技術委員会では、2001年から３か年の調査･研究テーマを「湿地及びその環境の修復･再生の試み」とし、釧路管内のラムサール条約登録湿地での湿地再生、回復事業の状況について報告書をとりまとめたほか、2003年には国際フォーラム「湿原の自然をとりもどすために」を開催しています。

また、2010年に釧路川の蛇行復元事業（実施主体：国土交通省）が完成し、茅沼地区の通水が開始されたことをうけ、通水開始後の自然環境の変化をモニタリングする「市民環境調査」を2020年まで11年間実施してきました。中間年の2013年には、４年間の調査活動の結果をとりまとめ報告会も開催しています。

今後も、再生事業が果たす役割について、わかりやすく伝えていくとともに、再生事業への地域住民の参加を促していくことが求められています。


市民環境調査（茅沼地区）

釧路地域における環境教育から湿地教育

ラムサール条約と環境教育のかかわり

湿地教育は環境教育の一環であるという認識は、湿地保全のための国際条約であるラムサール条約の第６回締約国会議（1996年）の決議において「教育と普及啓発」の決議（Ⅵ.19）が採択されたことにはじまります。これは、市民参加の重要性が認識された第５回の締約国会議（釧路）での考え方をより発展させたものとも言え、第７回の締約国会議（1999年）では、この考え方が「CEPA」という湿地保全に必要な活動としてとりまとめられ、以後より広く登録湿地を有する各国に普及していきました。

CEPA：ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発を進めることが必要とされ、ラムサール条約におけるCEPAプログラムは、年次更新を経て継続されています。
Communication、Capacity building , Education, Participation and Awarenessの略語

釧路地域における環境教育

釧路地方のラムサール条約登録湿地では、当センターが中心となってCEPAの考え方に沿った取組みを進めてきました。当時は、より広義の「環境教育」という言葉が使われており、当センターの技術委員会では、1998年から３年間の研究結果報告書「道東湿地群をフィールドとする環境教育」をとりまとめ、大学、初等教育、自然観察施設、生涯学習施設など、技術委員の所属や専門分野において実践されている環境教育活動、あるいはチャレンジングな取り組みを紹介し、湿地を活用した環境教育の今後の展望についても言及しています。この時期に、釧路地域の各大学にあっても環境教育を取り込んだカリキュラムづくりが進みました。

環境教育から湿地教育へ

環境教育ワーキンググループは、2015年からは湿原学習のための学校支援ワーキンググループとして再編されました。学校現場が湿地教育を取り入れやすいように、「探究学習」として取り組む小中学校での授業モデルを構築し、2023年度には小中学校４校が湿原学習と学内発表を行っています。2023年からは釧路市こども遊学館、釧路市立博物館、釧路市動物園の共催で複数校による合同学習発表会が開催され、また同年10月には当センターが主催となり、ラムサール条約釧路会議の30周年記念シンポジウムの一環として湿原学習の発表会を行うなど、学校現場への導入から学習成果のアウトプットまでの一連の流れが徐々に確立しつつあります。

自然再生事業と環境教育

2003年（平成15年）に設立された釧路湿原自然再生協議会における再生普及小委員会では、釧路湿原を題材にした「環境教育」を検討する「環境教育ワーキンググループ」が2007年に発足し、管内の学校と教育委員会に対し、環境教育の実施状況と課題についての初のアンケート調査が実施されました。その結果や学校教育と各団体の実践例は、「きづく わかる まもる 釧路湿原～学校と地域をつなぐ環境教育ガイドブック」として発行されています。

また、北海道立釧路湖陵高校では文部科学省のスーパーサイエンス校の指定に基づく湿地巡検のカリキュラムが、全国一広い校内敷地にミニ湿原を有する北海道立標茶高校では、幅広い体験的な活動を通して環境の保全や食の安心・安全等を推進する実践力を養う「地域環境系列」が創設されています。当センターでは、1994年の姉妹湿地提携後、豪州のハンター・ウェットランドセンターとの技術交流や市民交流を継続してきたことから、湖陵高校の渡豪にあたって豪州湿地保全団体との調整を行ったほか、当センターの技術委員長がカリキュラムの外部講師として指導、助言を継続しています。

これからの湿地教育に向けて

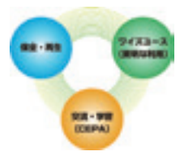

出典：環境省ホームページ

こういった枠組みを地域に根差したものとしていくための一つの課題は、教育カリキュラムにおいて、未だ湿地教育は正規のカリキュラムではないという点です。2023年11月に釧路市で開催されたラムサール条約登録湿地関係市町村会議における学習交流会では、第14回締約国会議の「公教育（学校教育）における湿地教育の決議」（XIV.11）を紐解きながら、わが国での「湿地教育」をどのように地域で進めていくかについて、登録湿地を有する自治体の各種事例が紹介されました。公教育以外の幅広い主体による湿地学習の裾野を広げつつ、市町村レベルでのCEPA推進の計画を持つことや、主体的に支援してく団体や体制の構築が必要であると考えられ、これまで管内登録湿地のCEPAを担ってきた当センターとして、今後はこれまでの活動を発展させ、各教育委員会との連携の中で湿地教育の支援を担う役割が求められています。

管内市町村の取組み



クリーンデー

釧路市の取組み

ひがし北海道の中核として

釧路市は、釧路湿原と阿寒摩周国立公園の二つの国立公園と二つのラムサール条約登録湿地を有する、ひがし北海道の中核都市として、管内町村と連携した国立公園の利活用とラムサール条約登録湿地のワイズユースに取り組んできました。

1997年に設立された釧路湿原国立公園連絡協議会では、環境省や北海道、管内町村と連携し、釧路湿原内のビジターセンターにおける自然ふれあい行事や、小学生を中心とした自然観察会や体験活動の実施、市民参加による清掃活動などを継続しています。

また、国の「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、滞在型観光プログラムの構築と訪日観光客の受け入れ体制の充実に取り組んできた阿寒摩周国立公園では、近年、アドベンチャートラベルの滞在拠点の一つとしても注目が高まっており、釧路湿原とも連携した持続可能な周遊観光地づくりに取り組んでいます。



細岡展望台

釧路町の取組み

釧路湿原の観光利用を目指した取り組み

釧路町には、釧路湿原を代表する細岡展望台があります。そこからの四季折々の素晴らしい眺望は、多くの人に感動と自然の大切さを伝えてくれます。

近傍の細岡ビジターズ・ラウンジでは、観光情報の発信はもとより、ゆったりとした時間を過ごしてもらえるよう努めています。

また、達古武オートキャンプ場は、間近に湿原に触れられる施設であり、自然学習やレクリエーション等を通じ湿原に関する知識の普及・啓発の場となるよう整備を進めています。



釧路湿原国立公園内の清掃活動

標茶町の取組み

釧路湿原公園内の清掃活動

標茶町では長年にわたり釧路湿原国立公園内の清掃活動を行ってきました。地域の振興会と委託契約を結び、観光客が多く訪れるサルボ・サルルン展望台、コッタロ展望台を重点的にゴミ拾いと草刈作業を毎年観光シーズンである５月から10月まで実施することで湿原の持続的な利用と保全に寄与してきました。釧路湿原国立公園の東側拠点として、今後も保全と適正な利用の促進に努めてまいりたいと存じます。



キラコタン岬から見る釧路湿原

鶴居村の取組み

自然環境の保護

鶴居村は釧路湿原国立公園やタンチョウをはじめとした、世界に誇るべき自然環境を有しています。先人から受け継いできたこの豊かな環境を守り、未来に引き継いでいくことが地球環境の保全に貢献すること、そして、それを実行することが現在を生きる住民の責務であるとの観点から、平成21年3月に「鶴居村環境基本条例」を制定しました。この条例の目標を具現化するために、関係団体代表者や学識経験者、一般公募の村民からなる「鶴居村環境審議会」を設置し、多くの審議を行った他、中学生以上の村民を対象としたアンケートの実施等により広く意見を募りながら平成23年3月に「鶴居村環境基本計画」を策定し、自然環境の保全や生物多様性の確保、更には自然と共生する社会を目指した取り組みを行ってきました。



厚岸水鳥観察館と別寒辺牛川河口

厚岸町の取組み

厚岸水鳥観察館の設置

厚岸町では厚岸湖・別寒辺牛湿原がラムサール条約登録湿地になった際に、湿地の研究や普及啓発活動の拠点がなかったため、当時の環境庁（現在は環境省）が「水鳥・湿地センター」シリーズ１号館になる厚岸水鳥観察館を建設し、1995年にオープンしました。湿地の研究活動の拠点として、またその結果を町内にわかりやすく解説する事業などを行っています。



霧多布湿原センター

浜中町の取組み

霧多布湿原センターの運用について

COP5により「霧多布湿原」の一部が条約湿地に登録されたことを契機として、同年（1993年）、ビジターセンターの機能を有する「霧多布湿原センター」をオープンしました。

以来、湿原の保全等の啓発や、環境教育普及などの拠点施設として、運用を図っております。

また、現在は「認定NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト」にその管理運営を指定管理委託し、湿原・景観・産業を取り入れたエコツアー企画の発信など、「観光振興の拠点」としても積極的に運用されております。

3章　これからの湿地保全について

近年、「〇〇1.0」や「〇〇2.0」といった新しいフェーズを紹介する手法が流行りを見せている。その起源はパソコンのOSのバージョンの表記であったが、今となっては物事の発展のステージをわかりやすく表現する手法の一つとなっているようなので、これに倣って釧路地域のラムサール条約登録湿地の保全フェーズを三段階に分類しこれからの釧路地域の湿地保全について考えてみたい。

それぞれのステージは、常にグラデーションを伴って次のステージへと移行するため、必ずしもある時期の単年度で切り替わるものではないことは、自明の理であり、改めてご説明する必要もないことである。また、個々の事業の詳細は各事業の説明に委ねることにしたい。

普及啓発事業

湿地保全3.0　気候変動と湿原の役割を意識した新たな取り組み　2023▸▸▸
《キーワード》カーボンニュートラル、気候変動、NbS、環境治療）

- ゼロカーボンパークとエコツーリズムとの連携
- 湿地教育の推進とユースの活動の支援
- 気候変動を見据えた再生事業の推進
- 地域の研究者による気候変動のインパクトモニタリング

湿地保全2.0　ポストラムサール事業の推進期　▸▸▸2022
《キーワード》自然再生、海外への発信

- 再生事業による湿地保全の取り組み
- ラムサール条約締約国会議等におけるKUSHIROブランドの確立
- JICA事業を通じた地元の取り組みの海外発信
- 姉妹湿地提携、国際会議誘致による道東４湿地の活動の海外発信
- 釧路国際ウェットランドセンター―の設立1995

湿地保全1.0　住民意識の変革期　▸▸▸1993
《キーワード》ワイズユース、ラムサール条約

- ラムサール条約釧路会議の開催と管内湿地の登録1993
- 釧路湿原の国立公園化1987
- 釧路湿原のラムサール条約への登録1980

湿地保全1.0　住民意識の変革期 ▸▸▸1993

湿地保全1.0は、まさに釧路におけるラムサール条約締約国会議開催までの「釧路湿原」という言葉が生まれた時代であり、地域住民に「釧路湿原」が認知され、住民意識のコペルニクス的転回により釧路湿原に新たな価値観がもたらされた時代である。このことから「住民意識の変革期」と言える。住民意識の変化は、会議に至るまでの様々な市民活動や地元調査、それを基礎とした釧路湿原のラムサール条約登録と国立公園化といった一連の動きの中でゆっくりと醸成され、会議開催の10年ほど前から、官民一体となったムーブメントとなり一機に加速していった。

この時代のキーワードは、「ラムサール条約」と「ワイズユース」（賢明な利用）である。ラムサール条約釧路会議で「ワイズユース」のガイドラインの決議がなされたこともあいまって、その後、「ワイズユース」の考え方とその実践手法の一つである「エコツーリズム」は全国各地に広がっていった。

湿地保全2.0　ポストラムサール事業の推進期 ▸▸▸ 2022

湿地保全2.0は、ポストラムサール時代である。ラムサール条約釧路会議の開催を契機に、地域住民の湿地保全に対する意識改革が進んだことを受け、釧路国際ウェットランドセンターが設立された。センターを情報発信のハブとして、「ワイズユース」と「エコツーリズム」を国内外に広めていくこと、日本のラムサール条約登録湿地の増加を目指す国の支援につなげること、オーストラリアとの姉妹湿地提携によって国際湿地の保全協力の重要性を国内外にアピールする取り組みが進んだ。

更に、センターでは、国際ワークショップや国際協力機構JICAの研修受け入れ、過去14回開催されている３年に一度のラムサール条約締約国会議へは、これまで９回参加し、地元の湿地保全活動のアピールを行うなど「KUSHIRO」ブランドの確立に取り組んだ。また、ラムサール条約釧路会議で培われた会議運営のノウハウを活かし、国際会議や市民シンポジウムを開催するなど、国際的な活動が大きく花開いた時代となった。

ポストラムサール事業の中でも釧路湿原の保全にとって、最も大きな影響を与えたのは、自然再生推進法の施行と釧路湿原自然再生協議会の発足である。

この法律の基本的な考え方に、住民参加を始め多様な主体による参画がある。（法律第３条第２項）これは、住民参加の意義が高く評価されたラムサール条約釧路会議後の地域の住民にとって、受け入れやすい概念であったばかりか、「ラムサール条約登録時の湿原の状態への回復」という次なる大きな目標となって地域の一体化をもたらした。

また、自然再生の対象範囲を釧路湿原だけにとどめず流域全体とすることで、上流域から下流域までが一つの生態系であることを認識できると同時に、湿原を形成する水循環や物質循環などの総合的な調査も進み湿原生態系の全体像の把握につながっていった。

ポストラムサール事業の推進期は、「海外への発信」と「自然再生」をキーワードとした時代であったと言える。

湿地保全3.0とKIWCの今後の役割

では、湿地保全3.0の時代として、これからの湿地保全に意識するべき取り組みは何であろうか。以下のとおり４つの視点としてまとめた。

・ゼロカーボンパークとエコツーリズムとの連携

脱炭素社会に向けた世界的な取り組みの中で、日本政府は、パリ協定の採択を受け、2020年（令和2年）10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする」と宣言し、2021年（令和3年）４月には、2030年度（令和12年度）の削減目標を「2013年度（平成25年度）比46％減」とすることを表明している。

環境省が推進するゼロカーボンパークに登録した阿寒摩周国立公園と釧路湿原国立公園（釧路市）において、湿地の脱炭素に資する役割を改めて理解し、湿地の保全に寄与できるエコツーリズムの推進が必要となっている。

エコツーリズムの定義には、（持続可能、地元の歴史・文化を伝えること、地元への経済効果）があるが、管内の湿地保全においても、エコツーリズムであると同時にゼロカーボンに資するツーリズムを構築することが必須であり、また、その取り組みの発信が求められている。

・湿地教育の推進とユースの活動の支援

令和４年10月に、コロナウイルス感染症の世界的な蔓延で、２回の順延となった第14回ラムサール条約締約国会議がホスト国である中国と事務局のあるスイスでオンライン併用開催され、教育にかかる２つの新たな決議が採択された。

決議　XIV.11：公教育（学校教育）部門における湿地教育

決議　XIV.12：ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化

釧路国際ウェットランドセンターの技術委員会では、管内の湿地における公的教育部門、それ以外の広く生涯学習での取り組み事例を報告書としてまとめ（2000年）、地域における湿地教育の重要性に着目している。

また、環境省に事務局を置く釧路湿原自然再生協議会の再生普及小委員会では、環境教育の重要性に着目し、環境教育ワーキンググループ（現学校支援ワーキングG）を2007年に設置し、釧路湿原の小中学校現場での取り組みと協力団体や利用可能な施設をとりまとめ「きづく、わかる、まもる　釧路湿原～学校と地域をつなぐ環境教育ガイドブック～」としてまとめている。（2008年）また、現在の学校支援ワーキンググループでは、釧路湿原を有する教育委員会と学校現場の要望に応える形で、カリキュラムの構築や教材の提供、湿原学習の実践に取り組み、また定期的に湿原学習の発表の機会を提供するなど、８年間に亘る継続的な支援が行われている。

このように、湿地教育は、徐々に地域に広がりをみせてはいるものの、公立小中学校の学習指導要領の項目として独立していないため、各校、各教員が自助努力によって、前述の枠組みなどを活用しながら、個別に取り組んでいる状況である。釧路地区の４つの登録湿地を有する６つの市町村にあっても、実施状況には濃淡がある状況である。

一方、近年、新たにラムサール条約に登録された湿地を有する自治体では、登録後どのように条約を「活用」していくかについて、教育委員会と連携した保全計画、実施計画を策定する事例が出てきている。既に「学校教育における湿地教育」をデフォルトとして組み込んでいる自治体も出てきた。（例：小山市 生物多様性おやま行動計画）

今後、管内の登録湿地における湿地教育の推進には、これまでの釧路湿原自然再生協議会の支援の枠組みをさらに一歩踏み込んだ形で発展させ、各学校現場が必要としている学習支援をコーディネートし解決していくコンシェルジュ機能を有する組織を構築していくことが必要である。また、その成果を学習発表会などの機会の提供により見える化していくことが、決議の履行にもつながり、地域の湿地教育の定着に繋がっていく。

・気候変動を見据えた再生事業の推進

2023年は、世界各地で記録的な猛暑となり、国連事務総長による「地球沸騰化」という衝撃的なコメントが発せられ、気候変動は北極海の氷の話だけではなく、我々の身近な生活の直結してくる課題であることを体感させられた。

2003年に発足した釧路湿原自然再生協議会では、20年の節目となる2025年までに、気候変動・カーボンニュートラルなど社会・地域課題の変化に即した事業の再編がされる予定である。（第29回釧路湿原自然再生協議会会資料）

また、同時に世界の気候変動適応策として提唱されたネイチャーポジティブとNbS（Nature-based Solutions：自然を基盤とした社会課題の解決）の考え方に基づき、気候変動に由来すると推察される災害や自然環境の変化の新たな緩和策として、河川流域全体で治水を考える流域治水の考え方やグリーン・インフラの考え方、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）に基づく対策が各地で導入されている。

再生協議会の構成団体である釧路国際ウェットランドセンターには、このような気候変動を見据えた再生計画や治水計画などの地元の取り組みについて、科学的な知見をより分かりやすい形で伝えていく「サイエンス・インタープリター」としての役割が求められるだろう。海外への発信についても引き続き積極的な役割を担うことになるだろう。

また、釧路湿原が受ける気候変動の影響は、おおむね管内のラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖にも同様であることから、後述する技術委員会の活動の一環として取り組むことも必要となる。

・地域の研究者による気候変動のインパクトモニタリング

地域の研究者や調査員による保全の活動は、釧路湿原国立公園化に寄与した「釧路湿原総合調査団」の結成に遡る。（1971年）地域の研究者が個々のフィールドに日常的にかかわりを持てる立場であるからこそ、地域の自然環境の経年的な変化を観察し続けることができると同時に、日々の活動から微細な変化にも気づくことが可能となる。これは、いわゆる医者でいうところの「かかりつけ医」に例えるとわかりやすい。

釧路国際ウェットランドセンターでは、設立当初から技術委員会を設置している。各技術委員が主にフィールドとしている湿地において、個別の研究を行うと同時に、例えば、外来生物の影響や環境教育の推進、湧水地調査など合同調査に取り組んできた。気候変動が、管内のラムサール条約登録湿地にどのような影響をあたえつつあるかを共同の研究テーマとして調査、モニタリングに取り組んでいる。

今後も技術委員会の各湿地を比較できるモニタリング項目を共通のテーマとして設定し、調査を継続していくことも必要だと考える。これは地域に根差した団体だからこそ可能な長期的モニタリングとなるであろう。

これまでの歴史を基礎とし、上記４つの視点からの高い視座を持ち、「Think　globally、Act　locally」の考え方に基づいた活動を行い、普及啓発を継続していくこと。これが、ラムサール条約釧路会議から30年が経過し、次の10年に向けて釧路国際ウェットランドセンターが取り組むべき【湿地保全3.0】である。



管内登録湿地の今後の取組み



釧路湿原の魅力を活用した更なる観光誘客に向けて

町では、平成30年より湿原観光のおもてなしとして、JR北海道釧路支社、釧路町立遠矢小学校と連携し、釧路湿原駅にて一日駅長セレモニーを実施しています。停車中のくしろ湿原ノロッコ号にて、児童による観光PRや出発合図を行い、湿原観光を盛り上げるイベントとなっています。

今後も湿原内の観光資源を最大限に活用した観光振興を図るとともに、豊かな自然を将来へ残すため、関係機関と緊密に連携しながら取り組んでまいります。



タンチョウと地域との共生

釧路湿原の保全や賢明な利用を含め、タンチョウと地域との共生を目指し、2018年に「鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議」を発足しました。官民が一体となり、共生のあり方を検討しながら調査や取組を進めています。タンチョウ保護に向けた適正な給餌のあり方を検討・試行するほか、湿原周辺部を含む繁殖状況の把握や環境保全に向けた調査等を実施。このほか、農業との軋轢を軽減させる対策や観察・撮影の鶴居ルールの策定、タンチョウとのかかわりの歴史の整理等に取り組んでいます。



釧路湿原クリーンデー

毎年、5月下旬頃に塘路地区で「釧路湿原クリーンデー」を開催しています。

参加者は地域住民や地元の高校生をはじめ、関係団体・企業など多くの方々が参加し、さらなる環境美化が図られ、湿原の壮大な自然景観と眺望の保全に寄与してきました。

塘路地区は釧路湿原最大の湖である塘路湖に面し、カヌーや自然ふれあい活動、歴史的遺物が見られるなど自然及び歴史等の環境教育活動にとって重要な地域であるため、引き続きこの活動を続けて、湿原の保全に努めてまいります。



ゼロカーボンパーク登録

2022年７月に釧路市は、釧路湿原国立公園を環境省が提唱する「ゼロカーボンパーク」に登録しました。同年10月には環境省と主催で都市型森林再生事業の一環として市内の小学生と植樹を行い、地球温暖化についてなぜ植樹をするのか、理解を深める授業も実施しました。湿原が果たすゼロカーボンへの役割を普及してくとともに、同じくゼロカーボンパークとして登録した阿寒摩周国立公園と連携した持続可能な観光地づくりを進めています。



阿寒湖の取組み

釧路会議から12年後の2005年に登録された阿寒湖は、1934年に指定された北海道で最も歴史のある阿寒摩周国立公園に含まれています。

ラムサール条約登録以前から国立公園として保護と利用の歴史を積み重ね、2016年には国立公園を世界に選ばれるナショナルパークとしてブランド化を目指す「国立公園満喫プロジェクト」の当初８公園に北海道から唯一選ばれました。2022年には、道内第１号のゼロカーボンパークに登録され、国立公園における脱炭素化と持続可能な観光地づくりを進めています。



マリモの現状と今後の課題について

国の特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」は、阿寒湖地域の豊かな生態系を象徴する生物の一つです。特に、直径15センチを超える大型の球状マリモが群生する湖は、世界中で阿寒湖のみとされており、恒久的な保全が強く求められています。一方、阿寒湖の植生変化や地球規模の気候変動の影響が、マリモの生育状況を変化させていると考えられています。こうした変化を早急に察知し、必要な保全対策を進めていけるよう、効果的・効率的なモニタリング体制の整備が課題となっています。



自然豊かな土地を活用したカヌー体験

別寒辺牛川流域にはタンチョウが多数繁殖しています。それと同時に釧路川以東でカヌーが出来る数が少ない河川の一つでもあります。人工工作物のほとんどない自然豊かな別寒辺牛川でカヌーを行うために、２年をかけてカヌーコース周辺のタンチョウ行動調査を行い、「カヌーの乗り入れを制限」を策定しました。法的拘束力はありませんがオーバーユース対策に一役買っています。



霧多布湿原の保全活動について

平成12年に「認定NPO法人 霧多布湿原ナショナルトラスト」が町民有志により設立され、湿原に隣接する民有地の買上による保全活動を積極的に展開しており、その活動は全国的に認知されるまでになりました。

また、町民や学生、産業団体・民間団体・企業との協働により霧多布湿原を横断する道路沿いで一斉清掃を実施する「湿原クリーン作戦」を例年５月に企画するなど、湿原の景観保持や、環境保全への意識高揚に継続して取り組んでいます。

湿地の機能と役割

湿地とは湿原や湖沼、干潟のほか、水田やダムのような人工湿地、地下水のたまった鍾乳洞、サンゴ礁など水深が６m以下の海域のことをいい、42種類の湿地のタイプがあります。水を多く含む湿地とその周りには非常に多くの生命が暮らしています。昔はたくさんの湿地や生態系が存在していましたが、埋め立てなどにより多くの湿地が失われていきました。

2015年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標15「陸の豊かさも守ろう」では、湿地の生態系や保全についても述べています。湿地の環境には多種多様な生態系が形成され、豊富な水資源や食料資源のみならず、貴重な生物を育む環境になっています。

ラムサール条約の目的はこの湿地がもたらす恵みをいつまでも持続させ利用することにあります。そのためには、湿地を守りつつ壊さないように活用する「ワイズユース」の工夫や取組みが必要です。





出典：環境省ホームページ



釧路湿原の恵みを未来の世代に残すために

釧路国際ウェットランドセンター技術委員会

釧路湿原が、かつて「不毛の大地」と呼ばれていたことを、今現在実感できる人はほとんどいないと思います。釧路湿原は、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする他種多様な動植物の生息・生育地であるだけでなく、年間を通して訪れる多くの観光客を魅せる他に類を見ない景観を有し、傍らで生活する私たち地域住民にも釣りやカヌー、バードウォッチングなどの様々なレクリエーションの場を与えてくれています。湿原内を流れる雄大な釧路川は、湿原から供給される栄養分を海まで運び、海藻や魚介類なども育んでいます。釧路湿原がただそこにあるだけで、私たちの生活には多くの恵みがもたらされているのです。このような釧路湿原の持つかけがえのない価値は、1980年に日本で初めてのラムサール条約の登録湿地となったこと、1987年に釧路湿原国立公園として指定されたこと、そして1993年にラムサール条約第５回締約国会議が釧路市で開催されたことなどを通し、地域住民に広く知られるようになりました。

近年は、釧路湿原の持つ気候調整や防災・減災の機能にも注目されています。現在、世界が抱える最も深刻な社会問題として「気候変動」が挙げられますが、日本においても地球温暖化の影響と考えられる異常気象による自然災害が頻発するようになってきています。釧路湿原は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素（CO_2）を吸収・貯蓄する機能も持っており、気候変動を抑制する上で重要な役割を担っています。加えて、台風などによって生じる洪水のリスクを軽減する遊水効果も持っており、有事の際には地域住民の生活を守ってくれます。しかし、社会活動による土地利用の変化によって、湿原の面積が急激に失われてきていることも事実です。そのため、2000年代には、失われた自然環境を再生する「釧路湿原自然再生事業」が始まり、その成果も少しずつですが得られてきています。今後は、私たちがあたりまえのように享受している釧路湿原の恵みを失うことなく、未来の世代に引き継げるよう、地域住民がその価値について改めて認識し、これまで以上に「保全」や「賢明な利用（ワイズユース）」、「再生」の取り組みを進めることが求められています。



NPO法人環境把握推進ネットワークーPEG
照井　滋晴



釧路市立博物館
野本　和宏



ラムサール条約釧路締約国会議30周年によせて

釧路国際ウェットランドセンター技術委員会委員長　新庄 久志

第5回ラムサール条約釧路締約国会議は、アジア地域で最初の開催になった。釧路会議を機にアジアの多くの国々が条約に加盟した。また、釧路会議では、条約の基本理念である「湿地（湿原）のワイズユース（賢明な利用）」についてのガイドラインが採択された。その討議の中で、条約は「人類はその歩みのはじまりから湿地とともにあった。湿地から生活の糧を得、湿地を利用し、文明を築いてきた。人類は湿地とともに歩んできた」と強調した。

今日、湿地に限らず、あらゆる自然環境、生物多様性の保全と持続可能な自然資源利用の需要性が指摘されている。ラムサール条約は、湿地生態系とその生物多様性の保全とともに湿地資源のワイズユース（賢明な利用）を提起している。湿地資源の持続可能な利用（消費的利用）、湿地機能の積極的な活用（非消費的利用）を推奨している。

湿地生態系が提供する水資源や水産資源、湿地資源の持続可能な手法での利用とともに、湿地生態系を損なわない、むしろその保全によって得られる多様な湿地の機能の活用を提案している。

融雪水や季節的な大雨を遊水池として受けとめる「洪水を調節する機能」、広大な地積に展開する湿原植物群落による「水質や大気を浄化する機能」、点在する湖沼や無数の湧水による「水資源を蓄える貯水機能」、気温、蒸発散など「地域の微気候を緩和する機能」、沿岸の藻場を維持する「鉄分を含む水を供給する機能」、タンチョウをはじめ、キタサンショウウオやクシロハナシノブなど、地域の野生生物に「生育・生息地を提供する機能」、多様な文化・レクリエーション活動やツーリズム産業など「人々のさまざまな活動を支える機能」など、湿地は地域の自然環境を構成しつつ、人々や野生生物の生活を支えている。

自然は、人々の活動による影響を受けとめつつ変化しているが、その変化は見逃されやすい。人々の活動による影響が過度に及ぶと自然のしくみや機能が壊れ、人々や野生生物の生活環境が危うくなる。

湿地は「水の生態系」とも言われる。人々の活動の影響への水の変化はより敏感で、湿地のしくみや機能もそれを鋭敏に反映している。湿地生態系の変化を知ることによって、人々の活動が湿地生態系にどのように影響しているか、湿地のしくみや機能にダメージを与えていないか、湿地生態系に支えられている人々や野生生物の生活環境は大丈夫かなどを知ることができる。

季節の節目ごとに、あるいは折りに触れて湿地を訪れ、その息吹にふれ、湿地の変化を知る。いわば、湿地のご機嫌伺い、あるいは湿地「健康診断」といったふうに、湿地生態系の様子を観察する。人々の活動が湿地生態系に影響を与えていないか。人々の活動が湿地生態系のしくみの許容範囲内か、湿地は受け止めてくれているかである。

湿地を知る。湿地と友だちになる。親友になる。仲良くなり、よく知り合うことで、湿地を保全しつつ「ワイズユース（賢明な利用）」を図る道筋が見えてくるに違いない。

釧路会議の閉会式で、条約事務局長は「今回の締約国会議の成功は、地域の人々の理解と協力がなければなし得なかった。ラムサール湿地の保全と賢明な利用の推進には、地域の人々の理解と協力が欠かせない。湿地は常に地域の人々とともにある」と締めくくった。

地域の自然環境や人々、野生生物の生活を支える湿地を知り、湿地を大いに楽しみ、湿地とともに生き、「湿地の保全とワイズユース（賢明な利用）」を通じて、さらに地域づくりをすすめていく未来に期待したい。



資料編

（注）インフォメーションシート（RIS）と位置図の原文（英文）は、Ramsar Sites Information Service（https：//rsis.ramsar.org/）に掲載されている。（2023年現在）各シートの用語や分類はシート作成時または掲載時の情報である。

【釧路湿原：ラムサール登録湿地インフォメーションシート（参考　日本語訳）】

1. RIS記載日（更新日）：1999年2月5日

2. 略

3. 湿地の名称：釧路湿原

4. 座標：北緯43°09’　東経144°26’

5. 標高：全体的に海抜3－10m

6. 面積：7,863ha

7. 概要：湿原の大部分は沼沢地と低層湿原で、沼沢林となっている部分もある。沼沢地は湿原の中央部分に散在する。釧路湿原はタンチョウの最も重要な生息地の一つであり、日本最大の泥炭地を含んでいる。釧路川の10本の支流が湿地の中を通っている。湿原東部には3つの大きな淡水湖が存在している。

8. 湿地タイプ：内陸湿地：M, O, Tp, U, W, Xf, Xp　優占順位：Tp, U, W, Xf, Xp, O, M

9. ラムサール基準：1a, 2a, 2b, 2d, 3b　最重要の基準：1a, 2a

10、11. 略

12. 上記基準が選択された根拠：釧路湿原は太平洋に面している。古い時代に湾であった地域が砂州と砂丘が発達し囲われたことによって形成された。日本における他の湿地は開発によって破壊されてしまったが、例外的に釧路湿原のかなりの部分が残されており、本来の自然の姿をとどめている。（国際的に重要な湿地を選定する基準1 (a) 、2 (b) ）
日本、韓国、中国のみに生息するタンチョウにとって重要な生息地であるのみならず、世界的にも数カ所でしか見られないイトウといった他の希少種にとっても重要である。（国際的に重要な湿地を選定する基準2 (a) 、2 (d) 、3 (b) ）

13. 位置：東北海道、釧路市（人口約20万人；面積約220㎢）の北約5km

14. 地形：
－地質：南部地域は太平洋沿岸から低地へと広がり、東部、西部、北部では海抜60－140mの台地や丘陵に囲まれている。勾配は1/1000-1/2500となっている。東部では釧路川が北から南へと湿原を貫く。その支流は大きなものもあれば小さなものもあり、地域を縦横無尽に流れ、釧路川へと連なる。湿地には大小合わせて10以上の三日月型の高層湿原がある。湿原東部にある三つの淡水湖、シラルトロ湖、塘路湖、達古武湖はかつて塩水であった。
－地形：湿原表面の下には沖積層が数メートルに渡って堆積している。礫岩の基盤、海成粘土層、そして泥炭層が1～4mの深さで堆積している。
－起源：地域はその自然の状態にある。4000年ほど前、太平洋に面した湾を砂州と砂丘が発達して囲いこむようになってくると、湿原の形成が開始された。
－水文：川砂と湿原の水位の変動幅は乾燥した季節であっても1mを超えることはない。融雪期や大雨の後には水があふれることもある。冬期には大部分の表面水は凍結してしまうが、湧水や温泉が流れ込む場所では凍結しない。
－水質：河川域ではpHレベルは6.8-8.5で,沼沢地ではpH6.5～8.5となっている。
－水深：湖沼における平均水深は、シラルトロ湖で1.5m、塘路湖で5.0m、達古武湖で1.9mとなっている。
－集水域：釧路川とその支流
－気候：亜寒帯気候。夏は湿潤で冷涼。冬は乾燥し寒冷。年間平均気温は5.7℃、年間平均降水量は1042.5mm、年間平均日射時間1944.0時間（日本では最低）、年間平均霧発生日数112日（1961年～1900年における釧路市平均値）。

15. 水文学的価値：釧路川の水位が下流域の調整となる。湿原を流れる水の浄化。

16. 生態学的特徴：釧路湿原の8割ほどは低地であり、スゲ類、ヨシ、ハンノキが散在している。残りの2割ではヌマガヤ、ミヤマヤチヤナギが中間湿原で、高層湿原ではオオミズゴケの群落が見られる。高層湿原は釧路湿原の2%以下を占めるに過ぎないが、イソツツジ、ヒメシャクナゲ、そしてその他の植生オオサクラソウ、ホロムイソウ群生を支えている。水たまりや池でみられる水生植物には、中央から川岸にかけてオオセキショウモや水中で成長するタヌキモがみられ、浮遊植物にはネムロコウホネ、オヒルムシロ、そしてミツガシワや浅い水域で育つオオフトイが見られる。食物連鎖の上位には様々な猛禽類やタンチョウ、キタキツネ、日本最大の淡水魚イトウが生息している。

17. 注目すべき植物相：－クシロハナシノブ（絶滅危惧ⅠB類：環境庁レッドリスト）
－ハナタネツケバナ（絶滅危惧Ⅱ類：日本のレッドリスト）

18. 注目すべき動物相：
－タンチョウ（絶滅危惧Ⅱ類：日本のレッドリスト、国内絶滅危惧種：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」日本における総個体数：約600）
－シマフクロウ（絶滅危惧ⅠA類：日本のレッドリスト、国内絶滅危惧種：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律　日本における個体数：約100）
－オジロワシ（絶滅危惧IB類:日本のレッドリスト／国内絶滅危惧種:世界に推定5000つがい、500羽ほどが冬期に来訪する）
－オオジシギ（準絶滅危惧種：日本のレッドリスト／数の少ない渡りを行うシギでオーストラリアでは絶滅の危機にある）
魚類
－イトウ（絶滅危惧ⅠB類：日本のレッドリスト／日本最大の淡水魚、世界的にも分布域は限られている）
両生類
－キタサンショウウオ（準絶滅危惧種：日本のレッドリスト／氷河期遺残種日本では釧路湿原でのみ生息が知られている）
トンボにとっての重要生息地／氷河期遺残種であるイイジマルリボシヤンマやエゾカオジロトンボといったトンボは北海道東部の釧路湿原を中心とした限られた生息地に住む。

19. 社会文化的価値：
（社会的価値）
－観光、アウトドア・レクリエーション（自然探索、自然観察、カヌー、釣り等）
－教育（環境教育）
－学術調査（釧路湿原を代表的なモニタリング地として利用）
－水供給（家庭や産業用の水源）
－産業（湿原における小規模漁業／川におけるサケとマス）
（文化的価値）
－周辺の丘陵地帯では縄文時代や擦文時代（BC15000～AD1200）の人工産物が数多く発見されている。

20. 土地所有形態：
(a) 条約湿地　　国有地 6,224ha／自治体所有地 673ha／私有されていない湖水面 953ha／私有湖水面 13ha
(b) 周辺地域　　国有地／自治体所有地

21. 現行の土地利用：
(a) 条約湿地　　国立公園、小規模漁業、人口なし
(b) 周辺地域／集水域　　牧畜、農業、林業、ゴルフ場、漁業

22. 土地（水域含む）利用の変更や開発事業を含む、条約湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼす（過去、現在、潜在的な）要因：
(a) 条約湿地　　該当なし
(b) 周辺地域
－湿原より上流における牧畜からの排泄物流入
－牧草地、農地、ゴルフ場で利用されている農薬の流入
－近くの開発、林業伐採による土壌浸食から土砂の流入
－河川改修による水路直線化と土手拡張
－農地から逃げ出したミンク（輸入動物）の個体数増加

23. 施行されている保全措置：
－国設鳥獣保護区特別保護地区 6,962ha（鳥獣保護法）
－国立公園の特別保護地区 1,373ha／国立公園特別地域 6,490ha（自然公園法）
－天然記念物 5,012ha（文化財保護法）
以下の活動は禁止されている：人工物の設置、土地境界の変更、土石の除去、埋め立て、水位の人工的変更、木竹の伐採、植物の採集、狩猟、自動車・カート・エンジン付き乗り物等の利用

24. 未施行の保全措置：該当なし

25. 現行の科学的調査及び施設：
（調査）
－希少野生生物の生息地及び生態学の研究
－周辺地域からの土壌流入と森林分布の変化との関連調査
－(水質、地下水位、温室効果ガス、指標生物群、植生区分等）主要環境要因を通じた湿原生物種のモニタリング
－湿地林に集中する湿地生態系評価体制及び湿地生態系維持保全の手法確立のための裏付け調査
（施設）
－環境庁釧路湿原野生生物センター
－釧路市立博物館
－鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ
－阿寒国際ツルセンター

01 ラムサール登録湿地インフォメーションシート 釧路湿原

26.	現行の自然保護教育： （施設） －環境庁釧路湿原野生生物センター －環境庁温根内ビジターセンター －環境庁塘路湖エコミュージアムセンター －釧路市立博物館 －釧路国際ウェットランドセンター －鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ （内容） －博物館展示、情報普及 －自然観察活動、レクチャー含むイベント －一定のボランティア教育、活動支援 －研修コースの運営
27.	現行のレクリエーション及び観光： －観察拠点（周辺の丘陵地に位置する） －カヌーと釣り（湿地内の河川や湿原） －ホーストレッキング（周辺丘陵地） －キャンプ（湖畔キャンプ場） －クロスカントリーハイキング －様々なトレッキング活動（道路、遊歩道） －博物館展示 －自然観察、タンチョウ観察
28.	管轄： （陸上） －財務省（国有地） －建設省（公有水面） （職務上） －環境庁自然保護局（国） －文化庁（国） －北海道庁環境生活課（都道府県）
29.	所管官庁： －東北海道国立公園野生生物事務所 －北海道庁釧路支庁政策計画課環境生活係 －阿寒町教育委員会 －標茶町教育委員会 －鶴居村教育委員会
30.	参考文献：略

ラムサール条約湿地区域図（釧路湿原）

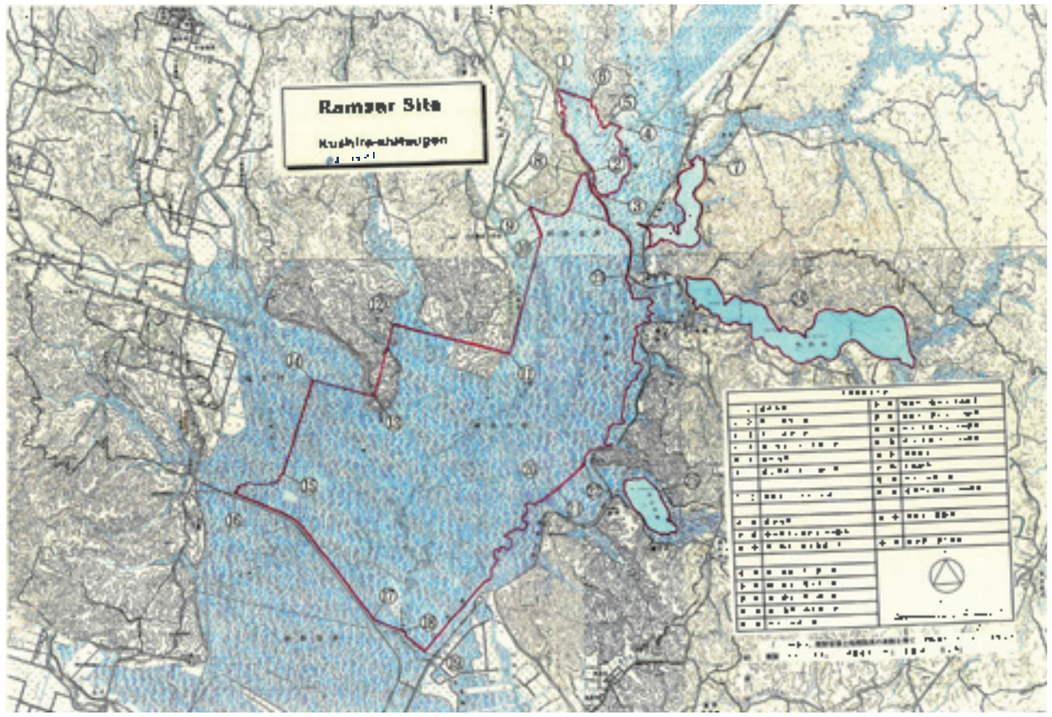

【厚岸湖・別寒辺牛湿原：ラムサール登録湿地インフォメーションシート（参考　日本語訳）】

1.	略
2.	RIS記載日（更新日）：2005年11月8日
3.	略
4.	湿地の名称：厚岸湖・別寒辺牛湿原
5.	略
6.	座標：北緯43°03’　東経144°54’
7.	位置：北海道東部厚岸町（釧路市の東約40km）の中央部、別寒辺牛川の河口部に位置している。
8.	標高：0-20m
9.	面積：5,277ha（381ha拡張）
10.	概要：別寒辺牛川が流れ込む汽水湖である厚岸湖と、その河口に形成された別寒辺牛湿原は、日本有数の原始的自然環境である。別寒辺牛湿原は、別寒辺牛川流域の広大な湿原といくつかの沼地からなる。この場所は、オオハクチョウの日本最大の越冬地として知られている。
11.	ラムサール基準：1、2、4、6
12.	上記11. における基準適用の根拠： 基準１：別寒辺牛湿原は日本における主要な原始的自然湖沼のひとつである。 基準２：当該地はタンチョウ　［環境省レッドデータブックカテゴリー：絶滅危惧Ⅱ類（*1）、国内絶滅危惧種*2、『2004年IUCN世界レッドリスト』絶滅危惧種］の重要な繁殖地のひとつである。毎年40番以上が繁殖している。 基準４：厚岸湖の湖面の一部は冬の間も凍結しないため、毎年1,000～3,000羽のオオハクチョウが冬期に利用する。 基準６：80羽（＞10%）以上のタンチョウが繁殖し、オオハクチョウも6,050羽（10.08%）が記録されている。当該地はタンチョウの東アジア地域個体群の1%以上（8羽）及びオオハクチョウの1%以上（600羽）が利用する。 注：*1『日本の絶滅危惧種レッドリスト』環境省 *2「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づく指定
13.	生物地理学： a）日本 b）日本は島国であり多くの固有種が生息するユニークかつ豊かなバイオータであるため、ひとつの生物地理学的地域として認識されている。
14.	物理的特徴：厚岸湖は汽水湖であり、別寒辺牛川が流入する。海とは狭い水路でつながっている。湖の最深部は水深11mとなり、湿地と台地に囲まれている。別寒辺牛湿原はゆるやかに蛇行する別寒辺牛川に沿った氾濫原に発達した。主として低層湿原（ヨシとスゲ）で構成されており、中心部には一部高層湿原もみられる。沿岸部では塩性湿地が発達している。
15.	集水域の地形：記載なし
16.	水文学的価値：湖は地下水のバランスを保っており、洪水を調節する機能を果たしている。また、水質維持にも貢献している。別寒辺牛湿原は別寒辺牛川の質を維持しており、地下水のバランスを保ち洪水を調整している。生態系の水質の維持調節も行っている。
17.	湿地タイプ：a）　現状：海岸／沿岸：F, H, J　　内陸：M, Sp, U, W, Xf　　b）　優占順位：J-Sp-F-H-M-W-U-Xf
18.	全般的な生態学的特徴：厚岸湖周辺では部分的に塩性湿地植生が広がっている。別寒辺牛湿原は広大なヨシ、スゲとハンノキ群落が広がる典型的な低層湿原となっている。中心部には高層湿原も形成している。別寒辺牛湿原は厚岸湖におけるカキとアサリの漁業を支えている。重要な植物種としてはガンコウラン、イソツツジ、ミズゴケ、ヤチツツジ、イワノガリヤス等がある。
19.	注目すべき植物相：アッケシソウ（絶滅危惧種EN*1） 泥炭コケ群集　ミズゴケ、オオミズゴケ（絶滅危惧種CR+EN*1） ヤチツツジ（絶滅危惧種EN*1）
20.	注目すべき動物相：オオハクチョウ　当該地は冬期の中継地としては最大である。 オジロワシ　絶滅危惧種EN*　　タンチョウ　絶滅危惧種VU* クマゲラ　北海道は日本における唯一の生息地であるため希少種である。 エゾリス　希少種；キタリスの亜種であり、北海道は日本国内唯一の生息域となっている。
21.	社会文化的価値：当該地周辺は（北海道先住民）「アイヌ」の人々が暮らしていた地であり、彼らの最初の記録は約6,000年前まで遡る。現在も遺跡や石器があり、それらは考古学的発掘の対象となっている。
22.	土地所有： (a)　条約湿地：国有地 1,765ha／町有地 (公共の湖) 3,228ha／私有地 284ha (b)　周辺地：土地所有形態が複雑になっているため区別することが難しい。国有地、私有地。

02 ラムサール登録湿地インフォメーションシート 厚岸湖・別寒辺牛湿原

23. 現在の土地（水域含む）利用：
(a) 条約湿地内：厚岸湖―漁業、養殖業、別寒辺牛湿原―林業
(b) 周辺地/集水域：林業、養殖業、漁業

24. 土地(水域含む)利用の変更や開発事業を含む、条約湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼす(過去、現在、潜在的な)要因：
(a) 条約湿地内：該当なし　(b) 周辺地：該当なし

25. 施行されている保全措置：全域が国設鳥獣保護区特別保護地区及び厚岸道立自然公園特別地域に指定されている。厚岸町は当該地周辺の私有地を購入（1997年現在、2,100ha）した。また、NGOと協力して 519haを購入している。
漁業資源を守るために漁業者を中心とした市民グループが上中流域において植林を行っている。厚岸町主催でも町民が参加して湿地保全のために植林を行っている。

26. 未施行の保全措置：該当なし

27. 現行の科学的調査及び施設：タンチョウの生息地状況調査　高層湿原の状況調査
厚岸湖・別寒辺牛湿原の学術調査のための基金が1997年に厚岸町によって設立された。2001年までに40件の調査に資金が提供されている。

28. 現行の自然保護教育：環境省は1995年に厚岸水鳥観察館を設立した。厚岸町は施設の管理運営を担っている。

29. 現行のリクリエーション及び観光：5月から10月までの期間、別寒辺牛川の全長9kmの部分がカヌー利用コースとなっており、厚岸町は3箇所のカヌーステーションを運営している。2002年には5月から10月の間に344艘のカヌーによる利用があった（5月53艘；6月18艘；7月64艘；8月93艘；9月46艘；10月70艘）。河川表層が凍結している期間（12月遅くから3月初めまで）は氷上釣りもよく行われている。

30. 管轄：陸上／北海道厚岸町、職務上／環境省

31. 管理所管：環境省自然保護局、東北海道自然保護事務所、釧路野生生物課

32. 参考文献：略

ラムサール条約湿地区域図（厚岸湖・別寒辺牛湿原）

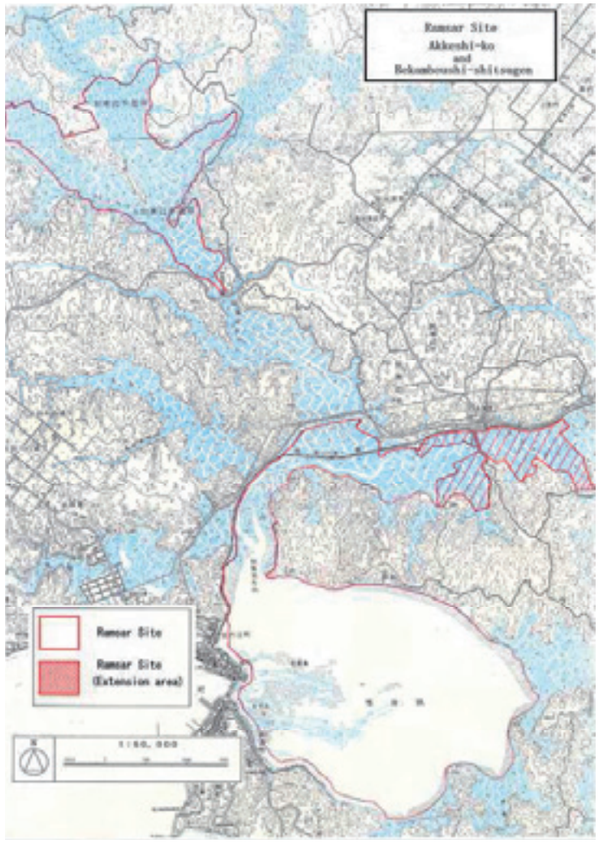

03 ラムサール登録湿地インフォメーションシート 霧多布湿原

【霧多布湿原：ラムサール登録湿地インフォメーションシート（参考　日本語訳）】

1. 2. 3. 4. 略

5. 湿地の名称：霧多布湿原　〈（1）霧多布湿原　（2）火散布沼　（3）藻散布沼 〉

6. 登録日：1993年6月

7. 座標：(1) 北緯43°05’　東経145°05’ (2) 北緯43 02°45’　東経145 00°30’ (3) 北緯43°01’　東経145 00°30‘

8. 位置：北海道東部浜中町南東

9. 面積：2,504ha

10. 湿地タイプ：H, M, Q, S, U

11. 標高：海抜0-20m

12. 概要：連なる古代砂丘の上に形成された霧多布湿原は、ミズゴケ泥炭で構成された高層湿原である。火散布沼と藻散布沼は汽水湖で満潮時には海水で満たされる。

13. 物理的特徴：火散布沼と藻散布沼はともに台地に囲まれ海とは狭い水路でつながっている。満潮の際には海水が沼に入り込む。沼の水深はともに比較的浅い。火散布沼の最深部では水深は3mに満たない。霧多布湿原は主としてミズゴケの高層湿原で構成され、北部と南部とでは構成がかなり異なっている点が特徴的である。
中央部を流れる琵琶瀬川の河口では海水の逆流が見られる。高い湿度と涼しい夏が地域の気温を特徴づけている。年間の平均気温は5.5℃で、同じ標高の他の地域より2℃は低い。

14. 生態学的特徴：霧多布湿原はミズゴケ高層湿原が基礎となっており、ヌマガヤ―ヨシ群集やヨシ―イワノガリヤス―スゲ群落、その他の湿地植生が広がっている。火散布湿原と藻散布湿原の周辺ではヨシ―イワノガリヤス―スゲ群落といった塩性湿地と湿地植生が見られる。

15. 土地所有：(a) 当該地：国有地 1,231ha、町有地 248ha、私有地 610ha、公共の湖 415ha
(b) 周辺地：私有地、道有地

16. 施行されている保全措置：国設鳥獣保護区特別保護地区 2,504ha
厚岸道立自然公園特別地域 6,780ha；天然記念物 803ha

17. 未執行の保全措置：北海道湿地保全マスタープラン（準備中）

18. 現在の土地利用：(a) 条約湿地　霧多布湿原一地域を通る自動車道路、火散布湿原と藻散布湿原―漁業、養殖
(b) 周辺／集水域　林業、漁業

19. 土地利用の変更や大型開発計画を含む撹乱／脅威：
(a) 登録湿地　訪問者数の増加によって湿地が悪影響を受ける可能性がある。湿地、湿原に流入する下水が影響することもありうる。
(b) 周辺／集水域　湿地、湿原に流入する汚染水が地域を劣化させかねない。

20. 水文学的物理的価値：霧多布湿原は地下水を発達させ供給する。また、水質を維持、調整している。

21. 社会文化的価値：近年湿地の価値を再評価する傾向があるため、霧多布湿原は多くの注目を受けるようになってきた。そして観光や他の地域振興事業にとっての重要な資源とされている。湿原は文化的な価値を増し天然記念物に指定されている。火散布湿原と藻散布湿原はまたアサリなどの漁場となっている。

22. 注目すべき動物相：アカエリカイツブリ、ヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ、ヒドリガモ、スズガモ、ウミアイサ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、ツルシギ、キアシシギ、アジサシ、エゾリス、キタキツネ、エゾシカ等

23. 注目すべき植物相：ワタスゲ、ヒメカンゾウ、センダイハギ、ヒオウギアヤメ、ハマナス、スカシユリ等

24. 現行の科学的調査及び施設：水位変動のモニタリング調査

25. 現行の自然保護教育：霧多布湿原センターによる自然観察

26. 現行のリクリエーション及び観光：湿原の自然（動植物相）の観察

27. 管理所管：環境庁、自然保護局、野生生物課

28. 管轄：陸上の自然保護管轄／北海道庁生活環境課自然保護係鳥獣管理室
機能上の自然保護管轄／環境庁自然保護局野生生物課

29. 参考文献：略

30. 登録理由：1（a）、2（b）、2（d）

【阿寒湖：ラムサール登録湿地インフォメーションシート（参考　日本語訳）】

1. 略
2. RIS記載日（更新日）：2005年10月24日
3. 略
4. 湿地の名称：阿寒湖
5. 略
6. 座標：東経144°6’ 3” , 北緯43°27’ 5”
7. 位置：北海道の釧路市 （人口約20万人、面積約1,363㎢）に位置している。
8. 標高：海抜420m
9. 面積：1,318ha
10. 概要：阿寒湖は北海道東部の内陸部に位置する大きなカルデラ湖である。絶滅危惧藻類、魚類、貝類の重要な生息地となっている。また、珍しい球形の緑藻類であるマリモが生息することで有名である。
11. ラムサール基準：1
12. 上記基準を適用する根拠：阿寒湖は火山活動で造られたカルデラ湖である。日本における代表的なカルデラ湖となっている。
13. 生物地理学：
    a）生物地理学区分：日本
    b）生物地理学的区分の説明：日本は島国であり、多くの固有種があるユニークで豊かなバイオータ（生物相）であるため、ひとつの生物地理学的区分であると認識されている。
14. 物理的特徴：
    地質：主として第4紀の火山
    地形：火山活動によって山が崩壊した後に形成されたカルデラ湖
    起源：自然
    水文：流入は11河川、流出は1河川
    水質：pH8.1(8.1 ～ 8.2)(1991), DO 10.3(10.1 ～ 10.7)ppm(1991), EC 0.219(0.217 ～0.222)μs/cm(1991), アルカリ度 0.938(0.932 ～0.937)mg/L(1991), COD 2.2(1.9 ～2.5)ppm(1991), T-N 0.19(0.17～0.21)ppm (1991), T-P 0.021(0.019～0.023)ppm(1991), Chl-a 1.2(0.96～1.56)μg/L(1991), SS <1ppm(1990), Cl^- 12ppm(1990), SO_4^{2-} 34ppm(1990), NH_4-N 0.11ppm(1990), NO_2-N <0.005ppm(1990), NO_3-N <0.05ppm(1990), PO_4-P <0.003ppm(1990), Ca 14.9ppm(1990), Mg 6.82ppm(1990), K 2.41ppm (1990), Na 17.4ppm(1990)
    水位変動：水力発電のための取水により変動がある
    水深：平均17.8m,最深45.0m
    気候：年間の気温の変動幅は大きく、降水は主として8月から10月に多い。
    年間降水量：1,207mm､年間平均気温：3.7℃､平均気温の月別変動幅：-10.7- +17.7℃(阿寒湖畔の平均､1979年から2000年)
15. 集水域の物理的特徴：
    表面積：161.3㎢
    全般的な地質学と地形学的特性：阿寒湖のある地域はかつて洪積世中期の火山活動とそれに続く崩壊で形成された一つの大きな阿寒カルデラであった。カルデラは徐々に水で満たされ古阿寒湖となった。古阿寒湖はその後の火山活動でほぼ埋め尽くされた。次に雄阿寒岳からの溶岩が古阿寒湖をせき止め、現在の阿寒湖が形成された。
    湖の北側で3つの河川が流入している。阿寒パンケ湖を水源とするイベシベツ川と、キネタンペ川、チュウルイ川である。
    一般的な土地利用：森林
    気候：年間の気温変動の幅は大きく降雨は主として8月から10月に多い。
    年間降水量：1,207mm,　年間平均気温3.7℃
    月別平均気温の変動：-10.7- +17.7℃（阿寒湖畔の平均、1979～2000年)
16. 水文学的価値：記載なし
17. 湿地タイプ：a）現在：内陸：O　　b）優占：O
18. 全般的な生態学的特徴：絶滅危惧藻類種ヒメフラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモ、マリモが湖で生息する。魚類種では、絶滅危惧種イトウやヤチウグイが記録されている。湖はアジアにおけるベニザケの自然生息分布域南限となっている。淡水貝類の多様性は高く、カワシンジュガイやマメシジミが生息している。
19. 注目すべき植物相：
    ヒメフラスコモ［絶滅危惧Ⅰ類*1］　カタシャジクモ［絶滅危惧Ⅰ類*1］　シャジクモ［絶滅危惧Ⅰ類*1］
    マリモ［絶滅危惧Ⅰ類*1］　注：*1日本の絶滅危惧種レッドリスト、環境省
20. 注目すべき動物相：
    【鳥類】タンチョウ［絶滅危惧Ⅱ類*1,絶滅危惧種（EN）*2,国内絶滅危惧種*3］
    【魚類】イトウ［絶滅危惧ⅠB類*1］
    【貝類】カワシンジュガイ［絶滅危惧Ⅱ類*1］
    注：
    *1 日本の絶滅危惧種レッドリスト、環境省
    *2 IUCN Red List of Threatened Species（2004）
    *3「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づく指定
21. 社会文化的価値：
    ベニザケ、コイ、ワカサギ、ニジマス、やウチダザリガニの漁場。年間漁獲量： 90トン、漁業者11名
22. 土地所有形態：
    （a）条約湿地：国有地（公共水域）　（b）周辺地域：国有地、私有地
23. 現行の土地利用（水域含む）：
    （a）条約湿地：
    ・水力発電用の取水
    ・ベニザケ、コイ、ワカサギ、ニジマス、やウチダザリガニの漁場。年間漁獲量：90トン、漁業者11名
    ・養殖
    ・レジャーボート
    （b）周辺地域／集水域：森林
24. 土地(水域含む)利用の変更や開発事業を含む､条約湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼす(過去､現在､潜在的な)要因：
    （a）条約湿地：該当なし
    （b）周辺域：観光、登山
25. 施行されている保全措置：国立公園の特別保護地区（283ha）と特別地域（1,035ha）（計：1,318ha）（自然公園法）
    *1974年9月20日制定
    特別地域では、建築物、伐採、鉱物資源の採掘、埋め立てといった活動には環境省の許可が必要となる。特別保護地区では、上記に加えてさらに林竹の植栽、家畜の放牧、生産物の収集や持ち出、たき火、植物の採集や動物の捕獲についても環境省の許可が必要となる。
26. 未施行の保全措置：該当なし
27. 現行の科学的調査及び施設：
    ［学術調査］自然環境の全国調査（環境省）
    ［調査のために設立された施設］阿寒湖畔エコミュージアムセンター
28. 現行の自然保護教育：
    阿寒湖畔エコミュージアムセンター及びマリモ展示センターでは、来訪者は阿寒湖の歴史、阿寒湖生態系の特徴である希少な藻類マリモや魚類の現状について学ぶことが出来る。
29. 現行のリクリエーション及び観光：
    釣り、レジャーボート、カヌーイング、モーターボート等。年間訪問者は156万人。
30. 管轄：［陸上］国土交通省（公共水域）［職務上］　環境省（国立公園）、北海道釧路開発建設部（公共水域）
31. 管理所管：環境省北海道地方環境事務所釧路自然保護事務所
32. 参考文献：略

※翻訳協力：小林聡史氏

ラムサール条約湿地区域図(霧多布湿原)

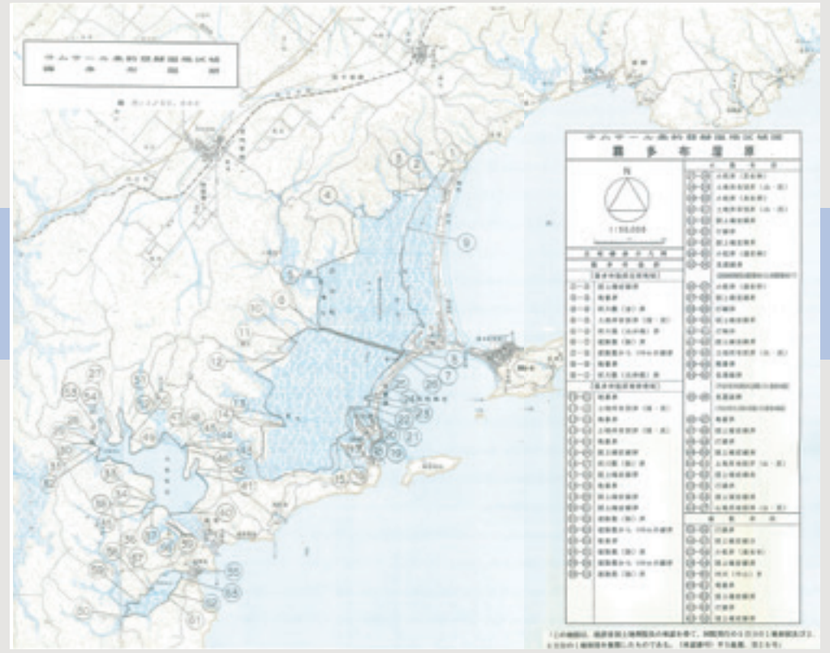

ラムサール条約湿地区域図(阿寒湖)



釧路地域の登録湿地別の湿地分類並びに登録基準

出典：湿地分類の和訳は環境省ホームページ「ラムサール条約と条約湿地」より引用
（https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.htm）

各湿地の分類は、ラムサール条約事務局HPの各湿地のRISを参照

湿地の名称	釧路湿原
登録基準※	湿地分類
1a, 2a, 2b, 2d, 3b 最重要基準： 1a, 2a	M 永久的河川、渓流、小河川。滝を含む。 O 永久的な淡水湖沼（8haより大きい）。大きな三日月湖を含む。 Tp 永久的淡水沼沢地・水たまり。沼（8ha未満）、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。 U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。 W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カール、ハンノキ群落。 Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。 Xp 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。　優占順位：Tp, U, W, Xf, Xp, O, M

湿地の名称	厚岸湖・別寒辺牛湿原
登録基準	湿地分類
1、2、4、6	F 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。 H 潮間帯湿地。塩性湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩性高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。 J 沿岸域汽水／塩水礁湖。淡水デルタ礁湖を含む。 M 永久的河川、渓流、小河川。滝を含む。 Sp 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。 U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。 W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カール、ハンノキ群落。 Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。　優占順位：J-Sp-F-H-M-W-U-Xf

湿地の名称	霧多布湿原
登録基準※	湿地分類
1(a), 2(b), 2(d)	H 潮間帯湿地。塩性湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩性高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。 M 永久的河川、渓流、小河川。滝を含む。 Q 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼。 S 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。(Sp) 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。(Ss) U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

湿地の名称	阿寒湖
登録基準	湿地分類
1	O 永久的な淡水湖沼（８haより大きい）。大きな三日月湖を含む。

＜国際的に重要な湿地の基準＞

出典：環境省ホームページ「ラムサール条約と条約湿地」より引用
（https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.htm）

基準１：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地
基準２：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
基準３：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
基準４：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地
基準５：定期的に２万羽以上の水鳥を支えている湿地
基準６：水鳥の１種または１亜種の個体群の個体数の１％以上を定期的に支えている湿地
基準７：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地
基準８：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地
基準９：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の１％以上を定期的に支えている湿地
注）魚類；魚、エビ・カニ・貝類

※94年版の条約マニュアル英語版 "The Ramsar Convention Manual" Compiled and Edited by T. J. Davis (1994) Ramsar Convention Bureauより参考訳出

基準１．代表的または固有の湿地の基準
(a) 適切な生物地理学的地域の特徴である、自然または自然に近い湿地の特に優れた代表例である場合;
(b) 複数の生物地理学的領域に共通する、自然または自然に近い湿地の特に優れた代表例である場合;
(c) 湿地の特に優れた代表例であり、主要な河川流域や沿岸系の自然機能において、水文学的、生物学的、生態学的に重要な役割を果たしている場合。特に越境地に位置している場合。
(d) 該当する生物地理学的地域では珍しい、または通常見られない、特定タイプの湿地の例である場合。

基準２．動植物に基づく一般的基準
(a) 動植物の希少種、脆弱種、絶滅危惧種または亜種の適切な集合体、またはこれらの種のいずれか1つ以上の相当数の個体を支えている場合；
(b) 動植物相の質と特殊性の観点から、地域の遺伝的、生態学的な多様性を維持するために特別な価値がある場合;
(c) 生物学的サイクルの重要段階にある動植物の生息地として特別な価値がある場合;
(d) 1つあるいは複数の固有動植物種または群集にとって特別な価値がある場合。

基準３．水鳥基準
(a) 定期的に2万羽の水鳥を支えている場合;
(b) 湿地の価値、生産性または多様性を示す、水鳥の特定グループのかなりの数を定期的に支えている場合;
(c) 個体群に関するデータが入手でき、水鳥の1種または1亜種の個体群の1%の個体を定期的に支えている場合。

ラムサール条約 第５回締約国会議の 決議・勧告 件名一覧

決議 5.1 釧路声明及び条約の執行のための枠組みに関する決議

決議 5.2 財政及び予算に関する決議

決議 5.3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続

決議 5.4 生態学的特徴が既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録（「モントルーレコード」）

決議 5.5 科学技術レビューパネルの設立

決議 5.6 湿地のワイズユース

決議 5.7 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画

決議 5.8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用

決議 5.9 国際的に重要な湿地を特定するためのラムサール基準の採択

勧告 5.1 特定の締約国の領域内にあるラムサール登録湿地
5.1.1 ギリシャのラムサール登録湿地
5.1.2 クアレ、ベネズエラ
5.1.3 ドナウ河下流域

勧告 5.2 条文第3条の解釈のための指針（「生態学的特徴」及び「生態学的特徴の変化」）

勧告 5.3 湿地の重要な特徴及び湿地の保護区に関するゾーン分けの必要性

勧告 5.4 ラムサール条約と、地球環境ファシリティー及び生物の多様性に関する条約との係わり

勧告 5.5 多国間及び二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全とワイズユースの組込み

勧告 5.6 ラムサール条約における非政府組織（NGO）の役割

勧告 5.7 国内委員会

勧告 5.8 湿地保護区において湿地の価値の普及啓発を促進する方法

勧告 5.9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定

勧告 5.10 1996年の25周年記念湿地キャンペーン

勧告 5.11 スイスの新事務局

勧告 5.12 開催国への感謝

勧告 5.13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化

勧告 5.14 地中海地域の湿地に関する協力

勧告 5.15 締約国の会合における使用言語



釧路声明

湿地に関するラムサール条約は、天然の資源と生息地の保全及びワイズユースに関する初めての近代的、地球的規模の条約である。一九七一年イランのラムサールにおける採択以来、当条約は湿地に関する各政府間の協力体制の枠組みを提供してきた。

湿地はその維持する生物の多様性—ラムサール条約における湿地の定義に包括される、豊かで多様な生息地で見いだされる特徴のある植物相や動物相—にとって重要である。条約の湿地の定義は「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。」である。環境と開発に関する国連会議によるアジェンダ21（章十八、三九）は全ての国々がラムサール条約に加盟することを目標とするように提言している。ラムサール条約が生物の多様性に関する条約と密接な連携を保つことと及び湿地の生物多様性を保全するためのリーダー的役割を果たし続けていくことは当然のことであろう。

さらにラムサール条約ではその発足当初から、湿地の重要性とは、その真価と多様性のために、特定地域の保全の必要性を超えたものであるということが認識されてきた。湿地が持続的に維持されるということは人間の生活にとって重要である。ラムサール条約の「ワイズユースの概念を実行に移すための指針」は、「堆積土砂と浸食のコントロール、洪水調整、水質の保全と汚染の緩和、地上及び地下の水供給の保持、漁業、牧畜業、農業の擁護、人間社会のための野外レクリエーション及び教育、気候安定への寄与」といった湿地の利点と価値を示している。

一九七一年以来ラムサール条約によって達成されてきた成果、特に湿地の重要性に対する意識が著しく高まっているにもかかわらず、世界中の多くの地域において、湿地の喪失、破壊、質の低下、誤った利用が続いている。一九九二年水と環境に関する国際会議で提起されたダブリン宣言は、（その第4節15項でラムサール条約締約国がその勧告を支持するように呼びかけており、）ラムサール条約の目標は、「最も高いレベルの政府から、最も小さな自治体全体にわたる、公約と協力を通じてのみ達成され、その公約には、速やかかつ充分な投資、啓発キャンペーン、法制上及び制度上の改革、技術の進歩、能力養成プログラムの裏付けが必要となる。」と述べている。

アジェンダ21及び湿地の生物多様性の保全と賢明な利用を推進する必要性に答える形で、そして生物の多様性に関する条約を即時に実行するために、ラムサール条約は次の3年間で地球環境問題の解決を希求しながらこれらの基本方針を強化していく。次の三年間で、締約国は、以下の活動を通じて、ラムサール条約におけるそれぞれの公約を果たして行くことを目指す。

1. 国際的に重要な湿地の保全と管理

— ラムサール条約登録湿地の各国国内における一貫したネットワークを設立する。
— これらの湿地の状況をモニターし、その生態学上の特徴を維持するための方法を採用する。
— 集水域に関する配慮を加味しながら、これらの湿地を管理する方法論を確立し適用する。
— 低質化した湿地の再生及び失われた湿地の補償をする。

2. 湿地の保全とワイズユースの推進計画の立案とその実施

— モントルーで採用された、ラムサール条約の「ワイズユースの概念を実行に移すための指針」に示されている、各国の及び各地域における湿地政策を発展させる。
— ワイズユースの原則に従った湿地の管理をする。
— 国内の他の政策の策定や適用をする上で、湿地の機能と価値を考慮に入れる。

3. 開発援助を通しての国際協力及び多国間にわたる湿地生態系、水資源及び（移動を行う）種の管理

— ラムサール事務局にその業務の完遂を可能にさせるという観点において、他の全地球的又は地域的な条約や機構、特にラムサール事務局と生物の多様性に関する条約の当面の事務局との活発な協力を推進する。
— 湿地の保全とワイズユースに役立たせるべく湿地に関する現在の開発援助の影響をレビューする。
— 二国間及び多国籍の基金機関からの援助を取り付ける。
— 共通の関心事である湿地の問題に関する地域的な調整力を高める。
— 重大な生態学上又は水文学上の連携を持った湿地の国際的ネットワークを設立する。
そのためには、首尾一貫した管理及び共有の湿地の為の共同管理プログラムの発達が要求される。

4. 条約に関する啓発及びその目標の推進

— 湿地の機能と価値に対する理解を促進する。
— 湿地の保全に不可欠な研究分野における適切な職員の研修の機会を増やす。
— 地域レベル、全国レベル、地方レベルで当該条約の普及のための教育的資料及び情報資料を準備する。

釧路国際ウェットランドセンター設立趣意書

1995年1月26日

釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原は、ラムサール条約登録湿地として、国際的にもその重要性を認められた湿地である。

これらの湿地は市街地に近接しており、生産活動・調査研究活動・余暇活動等により多くの住民に利用されていることから、ワイズユースの事例を、身近で、具体的に見ることのできる湿地として国際的な注目を集めている。

また、地域住民や観光客等広く一般の人々が「湿地」と触れ合い、「湿地」への理解を深めるための施設も充実しており、世界の条約関係者の高い評価を得ているところである。

さらに、ラムサール条約釧路会議における地域住民の献身的な奉仕や、各国代表との交流を通じて示された「湿地とラムサール条約」に関する深い理解と関心に対する賛辞、並びに、将来における継続的な貢献に対する期待が世界中から寄せられている。

釧路地域は、ラムサール条約釧路会議の開催地元として、「釧路声明」の精神を帯して、地方の立場で地方なりの国際協力活動を積極的に展開し、地域に課せられた国際的責務を果たしていくべきである。

釧路国際ウェットランドセンターは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設等を活用し、豊富な人的資源や関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイズユース」の推進に資する国際的な取り組みを展開するとともに、国際的な協力活動や交流事業を通じて、国際理解の促進をはかり、もって国際社会に寄与することを目的として設立するものである。

釧路国際ウェットランドセンター役員

役　職	所　属	職　名
理事長	釧路市	市　長
副理事長	鶴居村	村　長
監　事	釧路自然保護協会	会　長
監　事	浜中町	町　長
理　事	釧路商工会議所	会　頭
理　事	北海道教育大学（釧路校）	キャンパス長
理　事	釧路公立大学	学　長
理　事	特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合	会　長
理　事	環境省釧路自然環境事務所	所　長
理　事	北海道釧路総合振興局	局　長
理　事	釧路町	町　長
理　事	厚岸町	町　長
理　事	標茶町	町　長
理　事	釧路市	副市長

釧路国際ウェットランドセンター構成団体

	構成団体名
関係市町村等	釧路市
	釧路市教育委員会
	釧路町
	釧路町教育委員会
	標茶町
	標茶町教育委員会
	鶴居村
	鶴居村教育委員会
	厚岸町
	厚岸町教育委員会
	浜中町
	浜中町教育委員会
関係団体等	環境省釧路自然環境事務所
	北海道釧路総合振興局
	北海道教育大学（釧路校）
	釧路公立大学
	釧路商工会議所
	釧路自然保護協会
	特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合

組織構成図

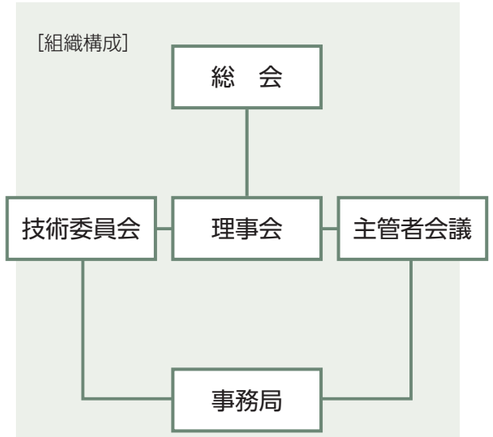

国際会議及びワークショップ開催事業

年度	事業名	年月日	開催地
H5	国際シンポジウム「トンボの生息環境とその保護」	1993/8/12～15	釧路市
H6	東アジア～オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ	1994/11/29～12/5	釧路市
H7	エコツーリズムワークショップ	1995/7/9	釧路市
	北東・アジア太平洋環境フォーラム	1995/9/25～29	釧路市観光国際交流センター
H8	第2回東アジア国立公園保護地域会議	1996/7/1～5	釧路市観光国際交流センター
	国際湿原保全釧路会議（第7回IMCGフィールドシンポジウム）	1996/8/25～9/6	釧路市観光国際交流センター
	PLEA'97釧路国際会議	1997/1/8～10	釧路市観光国際交流センター
H9	地域レベルの湿地保全活動に関するワークショップ	1998/3/2～6	釧路市観光国際交流センター
H10	UNITAR生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ（2008年までに7回開催）	1998/9/13～19	釧路市生涯学習センター、キャッスルホテル
H11	UNITAR生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ（2回目）	1999/8/28~9/2	釧路市観光国際交流センター
H13	生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域のためのUNITAR/KIWC研修ワークショップ（3回目）	2001/3/23~29	釧路市観光国際交流センター
	地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ	2001/9/20～21	釧路市観光国際交流センター
	農業地帯における河畔緩衝帯の水質浄化能の解析とその設置法に関する国際ワークショップ	2001/11/5～9	釧路市観光国際交流センター
	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークサイトでの環境教育とエコツーリズムに関するワークショップ	2002/2/27～3/2	釧路市観光国際交流センター
H14	国際フォーラム「湿原の自然をとりもどすために」	2003/2/6	釧路市観光国際交流センター
	生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域のためのUNITAR/KIWC研修ワークショップ（4回目）	2003/3/15～21	釧路市観光国際交流センター
H15	国際フォーラム「21世紀を迎えたラムサール条約」	2003/7/22～25	釧路
	ラグーン会議・ワークショップ「湿地の賢明な利用」	2003/7/23～25	厚岸、網走、常呂
	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク国内ワークショップ	2003/11/14～16	釧路市、阿寒町、鶴居村
H16	UNITAR/KIWC研修ワークショップ（5回目）	2004/11/28～12/4	釧路市観光国際交流センター
H17	ラムサール条約締約国会議展示用ポスターの作成	2005/11/8～15	ウガンダ・カンパラ
	国際ツルフォーラム「ツルと私達の未来」	2006/3/18	釧路市観光国際交流センター
H18	UNITAR国連訓練調査研究所 国際ワークショップ研修（6回目）	2006/8/26～31	釧路、阿寒
H20	国連訓練調査研究所（UNITAR）研修ワークショップ「生物多様性と気候変動」（7回目）	2008/6/29～7/4	釧路市
H27	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）第8会パートナー会議	2015/1/16～21	釧路市観光国際交流センター
R4	日本湿地学会第14回釧路大会	2022/9/3～4	釧路市観光国際交流センター、釧路湿原

ラムサール条約締約国会議参加状況

開催年	回	開催国	開催都市	参加日程	参加者						活動内容	備考
					KIC理事長（釧路市長）	事務局（釧路市）				その他		
						市職員KIWC兼務職			専従			
						部長	課長・主幹	担当	KIWC			
1990	4	スイス	モントルー	6.27~7.4	釧路市代表団 6名（市長夫妻、秘書課長、担当者3名） 市民訪問団25名（釧路市議会議長夫妻、市議会議員7名、鶴居村村長ほか町村5名、期成会会員9名、担当者1名）						COP5誘致活動	※第5回会議の開催が釧路で決定
1993	5	日本	釧路	6.9~6.16								
1995年1月26日　釧路国際ウェットランドセンター設立（事務局：釧路市）												
1996	6	オーストラリア	ブリスベン	3.19~3.27	○		国際交流課長	3名		市民訪問団（※86名）	・会議オブザーバー参加 ・ポスター発表 ・釧路地域保全の取り組み紹介 ・姉妹湿地訪問	※チャーター機備上、205名が渡豪
1999	7	コスタリカ	サンホセ	5.8~5.22	○		課長補佐（学芸員※）	1名			・会議オブザーバー参加 ・ポスター発表 ・釧路地域保全の取り組み紹介	※招待参加
2002	8	スペイン	バレンシア	11.18~11.26				1名			・会議オブザーバー参加 ・ポスター展示 ・釧路地域の湿地保全取組み紹介	
2005	9	ウガンダ	カンパラ	11.8~11.15					KIWC技術委員長		KIWC及び地域の湿地保全の取り組みのポスター展示	WIJへ展示物委託
2008	10	韓国	昌原市	10.25~11.02		○（事務局長兼務）	湿地保全主幹		1名	こどもラムサール（鶴居村中学1名、湖陵高校1名）	・会議オブザーバー参加 ・ブース展示、サイドイベントにおける発表、韓国ほか関係者との情報交換、環境教育の取組紹介	
2012	11	ルーマニア	ブカレスト	7.03~7.13			湿地保全主幹（事務局長兼務）		1名		・会議オブザーバー参加 ・ブース展示、サイドイベントにおける発表、姉妹湿地との会合、イラン・JICAとの会合	
2015	12	ウルグアイ	プンタ・デル・エステ	5.29~6.10				1名	事務局長		・会議オブザーバー参加 ・ブース展示、韓国ラムサールセンター ドバイ、マレーシア環境省、中国NPOとの会合	
2018	13	アラブ首長国連邦	ドバイ	参加なし								
2023	14	中国・スイス	武漢、ジュネーブ	参加なし								※コロナウイルス感染症対策の一環として対面、オンライン

オーストラリア・ハンター河口湿地との姉妹湿地交流

1990
釧路市長訪豪。釧路西高等学校野外科学部の「オオジシギの繁殖行動に関する研究報告書」をオーストラリア国立公園野生生物局長のブリッジウォーター氏に渡す。

1993
ラムサール条約釧路会議出席のため来釧したブリッジウォーター局長夫妻が釧路西高等学校を訪問。姉妹校提携および姉妹湿地提携の提案がなされる。

1994
釧路側代表団訪豪。姉妹湿地および姉妹校提携の調印式実施。

1995
・クーラガング湿地再生計画関係研究者、渡り鳥の研究者来釧。
・ジェスモンド高校から15名来釧。釧路西高等学校と交流。





2001
KIWC担当者訪豪。湿地修復プロジェクトを視察。

1999
ポートスティーブンス郡、J.バートレット郡長ほか3名が来釧。

1997
ジェスモンド高校より交換留学生２名および姉妹湿地訪問団が来釧。

1996
ラムサール条約ブリスベン会議開催。釧路からオブザーバー出席。ハンター河口湿地訪問。



2002
ポートスティーブンス姉妹都市委員会会長（バートレット州議会議員）来釧。

2003
ラムサール条約釧路会議10周年記念事業にハンターウェットランドセンター理事長が参加。

2004
・訪問団19名来釧。
・姉妹湿地提携10周年の更新調印のため、釧路市長他3名訪豪。

2006
訪問団11名来釧。



2013
訪問団７名来釧。

2011
東日本大震災への支援として、ポートスティーブンス姉妹都市委員会から寄付受納。

2008
訪問団６名来釧。

2007
釧路市長（KIWC理事長）を団長とする市民訪問団32名訪豪。

2014
釧路湖陵高等学校生徒が訪豪。釧路市長からの親書をニューカッスル市長とポートスティーブンス市長に渡す。

2015
釧路市長他３名訪豪。ニューカッスル市副市長、ポートスティーブンス市長、釧路市長の３者で提携更新書に調印。
ハンターウェットランドセンター30周年記念式典出席。

2018
訪問団19名来釧。

2023
ポートスティーブンス姉妹都市委員会が組織した野鳥観察家９名が来釧し、釧路地域の人々と野鳥観察を行う。
日豪の渡り鳥のシンポジウムを開催。

技術委員会 調査研究テーマ

1995年	湿原のエコツーリズム
1996～1997年	河川流氷・湧水の環境調査
1998～2000年	道東湿地群をフィールドとする環境教育
2001～2003年	湿地及びその環境の修復・再生の試み
2004～2006年	湿地の保全と賢明な利用のための広報・教育・普及活動
2007～2009年	湿地生態系にかかわる外来種に関する研究
2010年	外来生物啓発用パンフレット　「ミンクのはなし」発行
2010～2012年	生物多様性の観点からみた住民参加による水環境の修復
2013～2015年	地域における湿地と恵み
2016～2018年	湿地資源の賢明な利用
2019～2024年	気候変動とそのモニタリング、持続可能な開発と賢明な利用、環境教育の普及（テーマ更新）

世界湿地の日記念「冬のエコツアー」実績一覧

年	開催日時	エコツアータイトル／「世界湿地の日テーマ」	内容	登録湿地名	人数
平成16年	2004年 1月24日	SL冬の湿原号で行く湿原エコツアー	・SL「冬の湿原号」乗車 ・釧路湿原駅、細岡ビジターズラウンジ周辺の湿原観察 （ハンノキ、動物の足跡） ・雪の結晶作り	釧路湿原	14
平成17年	2005年 1月29日	冬のウェットランド・ウォッチングツアー 河川環境管理財団（河川整備基金）の助成事業	・SL「冬の湿原号」乗車 ・塘路駅・塘路湖EMC周辺にて動物足跡観察 ・EMC館内視察・自然再生事業等の解説 ・塘路湖の氷観察、雪の結晶作り ・風車作り（廃木材利用）	釧路湿原	15
平成18年	2006年 2月25日	冬の湿原エコツアー 「仕事にある危機」	・温根内ビジターセンター周辺 ・歩くスキーで湿原観察 ・雪の結晶作り	釧路湿原	9
平成19年	2007年 2月3日	冬のエコツアー2007 「漁業における湿地の役割」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・塘路湖を探検	釧路湿原	23
平成20年	2008年 2月2日	冬のエコツアー2008 「健康な湿地、健康な人々」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・シラルトロ湖でアニマルトレッキング、湧水観察	釧路湿原	19
平成21年	2009年 1月31日	冬のエコツアー2009 「上流ー下流:湿地が皆をつないでいる」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・塘路湖で自然観察 ・ワカサギ釣り	釧路湿原	16
平成22年	2010年 1月31日	冬のエコツアー2010 「湿地を守る～地球温暖化、生物多様性への解決策」	・阿寒湖畔で自然観察 ・まりむ館/阿寒湖畔EMCで屋内プログラム	阿寒湖	26
平成23年	2011年 1月29日	冬のエコツアー2011 「水と湿地のための森林」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・冬の森と湿原を楽しむ	釧路湿原	24
平成24年	2012年 2月2日	冬のエコツアー2012 「湿地のツーリズム、素晴らしい体験」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・シラルトロ湖畔散策・自然観察	釧路湿原	24
平成25年	2013年 2月2日	冬のエコツアー2013 「湿地と水管理～湿地は水を育む」	・塘路湖湖面散策 ・氷雪・湧水などの観察 ・ワカサギ試食	釧路湿原	20
平成26年	2014年 2月1日	冬のエコツアー2014 「湿地と農業～生産と発展のパートナー～」	鶴居村でコーンほぐし体験	釧路湿原	18
平成27年		実施せず 「未来のための湿地」			
平成28年	2016年 1月30日	冬のエコツアー2016 「湿地を大切にしよう、私たちの未来のために」	・塘路湖の散策 ・フロストフラワーや動物の足跡、ワカサギなどを観察 ※ヌマオロ川周辺の散策は暴風雪により中止	釧路湿原	16
平成29年	2017年 2月4日	冬のエコツアー2017 「大切にしよう 私たちの未来のために： 自然災害を防ぐための湿地」	・達古武湖氷上散策 ・細岡ビジターズラウンジ周辺観察	釧路湿原	24
平成30年	2018年 2月3日	冬のエコツアー2018 「街の暮らしを支える湿地」	・塘路湖周辺を散策、 ・元村ぱるレイクサイドとうろでワークショップ	釧路湿原	20
令和元年	2019年2月 2日	冬のエコツアー2019 「湿地と気候変動」	・冬の湿原の自然に親しみ理解するエコツアー ・温根内川周辺で自然観察 温根内ビジターセンター	釧路湿原	20
令和２年	2020年 2月1日	冬のエコツアー2020 「湿地と生物多様性」	・SL「冬の湿原号」乗車 ・二本松展望地訪問、地層観察	釧路湿原	17
令和３年	2021年 2月6日	冬のエコツアー2021 「湿地と水」	・阿寒湖畔でボッケ観察	阿寒湖	7
令和４年		冬のエコツアー2022 「人と自然のために、湿地を守る行動を始めよう」	コロナ感染症拡大のため中止		
令和５年	2023年 2月4日	冬のエコツアー2023 「今こそ湿地を再生する時」	・雪と氷の霧多布湿原トレッキング！ ・霧多布湿原センター周辺の自然観察	霧多布湿原	17
令和６年	2024年 2月3日	冬のエコツアー2024 「湿地と人が織りなす暮らし」	AKKESHIの自然と恵みのなぁぜなぁぜ？ 厚岸水鳥館と厚岸町牡蠣種苗センターを訪問し、厚岸湖・別寒辺牛湿原の自然環境と産業の繋がりを知る。	厚岸湖・ 別寒辺牛湿原	24

JICA研修受け入れ事業

年度	事業名	年月日	開催地	概要
H7	JICA自然保護管理研修	1995/9/17~23	釧路管内ほか	
	JICA「湿地及び渡り鳥保全」研修	1995/9/26~10/29	釧路管内ほか	7カ国7名(インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、マレーシア)
H8	JICA自然保護管理研修	1996/9/8~14	釧路管内ほか	
	JICA「湿地及び渡り鳥保全」研修	1996/10/7~11/3	釧路管内ほか	6カ国6名(インドネシア、タイ、パプアニューギニア、フィリピン、ブータン、ラオス)
H9	JICA自然保護管理研修	1997/9/7~13	釧路管内ほか	
	JICA「湿地及び渡り鳥保全」研修	1997/9/30~11/2	釧路管内ほか	6カ国7名(韓国、カンボジア、タイ、中国、フィリピン、ラオス　)
H10	JICA自然保護管理研修	1998/9/7~11	釧路管内ほか	
	JICA「湿地及び渡り鳥保全」研修	1998/10/5~30	釧路管内ほか	7カ国7名(インドネシア、ガーナ、カンボジア、フィリピン、ペルー、マレーシア、モンゴル)
	JICA自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)研修	1999/2/1~26	釧路管内ほか	2カ国3名(インドネシア、マレーシア)
H11	JICA「湿地及び渡り鳥保全」研修	1999/9/6~10/1	釧路管内ほか	10カ国10名(インドネシア、カンボジア、タイ、中国、パプアニューギニア、ベトナム、ペルー、モンゴル、ラオス、ラトビア)
	JICA「自然保護管理」研修	1999/9/14~17	釧路管内ほか	
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	1999/10/11~11/6	釧路管内ほか	2カ国2名(インドネシア、マレーシア)
H12	JICA「湿地及び生物多様性保全」研修	2000/7/4~8/7	釧路管内ほか	10カ国10名(エストニア、カンボジア、ケニア、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、ラトビア)
	北海道海外技術研修員受入事業	2000/7/30~2001/3/18	釧路管内ほか	1カ国1名(フィリピン)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2000/9/10~10/15	釧路管内ほか	3カ国3名(インドネシア、タイ、マレーシア)
H13	JICA「湿地環境及び生物多様性保全」研修	2001/5/30~7/4	釧路管内ほか	7カ国9名(インドネシア、タイ、中国、パラグアイ、フィリピン、ブラジル、マレーシア)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2001/9/10~10/25	釧路管内ほか	2カ国2名(フィリピン、ベトナム)
	JICA「ラムサール登録湿地における生物多様性の保全とワイズユース」研修	2002/1/16~2/13	釧路管内ほか	1カ国5名(モンゴル)
	JICA「ツル飛来地の保全とワイズユース」研修	2002/2/26~3/8	釧路管内ほか	1カ国2名(ブータン)
H14	JICA「湿地環境及び生物多様性保全」研修	2002/5/22	釧路管内ほか	8カ国8名(インドネシア、タイ、中国、チリ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2002/9/4	釧路管内ほか	7カ国8名(キルギス、アルゼンチン、中国、モンゴル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア)
	JICA「EU基準到達をめざした自然公園ワイズユース施策の策定手法」研修	2003/3/15	釧路管内ほか	1カ国1名(リトアニア)
H15	JICA「湿地環境及び生物多様性保全」研修	2003/5/26~7/2	東京、千葉、山梨、沖縄、北海道東部	6カ国8名(ガーナ、チリ、コロンビア、ジンバブエ、パラグアイ、ベナン)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2003/9/14~10/24	北海道東部他	7カ国8名(キルギス、スロバキア、中国、ネパール、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア)
	JICAフォブジカ谷におけるオグロヅル生息地の保全研修	2004/3/6~19	北海道東部	1カ国2名(ブータン)
H16	JICA「湿地の生態系・生物多様性保全の保全とその修復・再生及び賢明な利用」研修	2004/5/17~6/23	東京、千葉、山梨、沖縄、北海道東部	6カ国7名(ルーマニア、エクアドル、スロバキア、ニカラグア、パプアニューギニア、ベナン、ルーマニア)
	JICA「中国水利人材育成プロジェクト」研修	2004/6/28~7/2	北海道東部	1カ国3名(中国)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2004/8/23~10/1	北海道東部他	6カ国7名(ブルガリア、キルギス、スロバキア、中国、ネパール、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)
	JICA「フォブジカ谷におけるオグロヅル生息地の保全」研修	2005/3/2~20	北海道東部	1カ国2名(ブータン)
H17	JICA「湿地における生態系・生物多様性の保全とその修復・再生及び賢明な利用」研修	2005/5/10~6/26	東京・京都・山梨・沖縄・北海道東部	6カ国6名(コロンビア、ラオス、ネパール、オマーン、タンザニア、タイ)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」研修	2005/8/14~10/2	北海道東部・屋久島	6カ国6名(ボスニア・ヘルツェゴビナ、キルギス、モンゴル、ネパール、ルーマニア、タジキスタン)
	JICA「ブータン・フォブジカ谷におけるオグロヅル生息地保全」研修	2006/3/3~20	北海道東部	1カ国4名(ブータン)
H18	JICA「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」 集団研修	2006/5/22~7/4	東京、京都、山梨、沖縄、北海道東部	6カ国6名(ドミニカ、インドネシア、モンゴル、ソロモン、ベトナム、ザンビア)
	JICA「メキシコ・ユカタン半島湿原保全プロジェクトに係わる生態系保全」カウンターパート研修	2006/7/16~7/25	釧路、厚岸、浜中	1カ国2名(メキシコ)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」集団研修	2006/10/2~11/10	北海道東部、東京、京都	5カ国7名(ブータン、ボスニア・ヘルツエゴビナ、ネパール、ルーマニア、マレーシア *マレーシアはカウンターパート研修)
	JICA「モンゴル湿原生態系保全プロジェクト」カウンターパート研修	2006/11/21~12/1	釧路、厚岸、浜中、帯広	1カ国4名(モンゴル)
H19	JICA「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」 集団研修	2007/5/21~7/3	東京都・京都府・山梨県・沖縄県・北海道東部	5カ国6名(中国、ケニア、メキシコ、フィリピン、ウガンダ)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」集団研修	2007/9/25~11/1	東京都・京都府・北海道東部	5カ国7名(ガーナ、キリバス、ラオス、レソト、メキシコ)
	JICAモンゴル「住民参加型自然環境保護」カウンターパート研修	2007/11/19~12/4	帯広市・釧路市・厚岸町・浜中町	1カ国6名(モンゴル)
H20	JICA「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」 集団研修	2008/5/19~7/1	東京都・京都府・山梨県・沖縄県・北海道東部	7カ国7名(ブラジル、中国、ケニア、マレーシア、ネパール、フィリピン、ウガンダ)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」集団研修	2008/9/8~10/15	東京都・京都府・北海道東部	5カ国6名(アルゼンチン、インドネシア、ラオス、サモア、ウガンダ)
	JICA「モンゴル湿原生態系保全プロジェクト」カウンターパート研修	2008/10/27~11/7	帯広市・釧路市・厚岸町・浜中町	1カ国4名(モンゴル)
H21	JICA「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用」 集団研修	2009/5/18~6/29	東京・山梨・沖縄・北海道東部	2カ国4名(マレーシア、モンゴル)
	JICA「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」地域研修	2009/9/7~10/13	東京・北海道東部	3カ国5名(アルゼンチン、ラオス、ウガンダ)
	JICA「モンゴル湿原生態系保全プロジェクト」カウンターパート研修	2009/10/26~11/12	帯広・釧路・厚岸・浜中	1カ国4名(モンゴル)
H22	JICA「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用」 集団研修	2010/5/17~6/29	東京・山梨・沖縄・北海道東部	3カ国5名(インド、マレーシア、フィリピン)
	JICA「自然・文化遺産の持続可能な利用(エコツーリズム)」集団研修	2010/9/6~10/13	東京・北海道東部	6カ国8名(アルゼンチン、ケニア、スリランカ、タイ、ウガンダ、ベトナム)
H23	JICA「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用」 集団研修	2011/6/6~7/19	東京、山梨、沖縄、北海道東部	3カ国4名(マレーシア、モンゴル、フィリピン)
	JICA「自然・文化遺産の持続可能な利用(エコツーリズム)」集団研修	2011/8/29~10/4	東京、京都、北海道東部	7カ国7名(アルゼンチン、ケニア、スリランカ、タイ、ウガンダ、パヌアツ、ベトナム)
H24	JICA「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」 集団研修	2012/5/14~6/26	東京、山梨、沖縄、北海道東部	6カ国7名(フィリピン、タイ、ベトナム、アルバニア、マレーシア、ウガンダ)
	JICAイラン・アンザリ湿原環境管理プロジェクトカウンターパート研修	2012/6/18~6/20	釧路市内、釧路湿原	イラン2名(環境庁職員)
	JICA「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)」集団研修	2012/8/27~10/1	東京、京都、北海道東部	6カ国7名(アルゼンチン、ケニア、タイ、ウガンダ、パヌアツ、ベトナム)
H25	JICA「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」 集団研修	2013/5/27~7/8	東京、山梨、沖縄、北海道東部	4カ国7名(中国、コスタリカ、マレーシア、メキシコ)
	JICA「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)」集団研修	2013/7/29~9/2	東京、京都、沖縄、北海道東部	8カ国8名(カンボジア、インド、ネパール、パラオ、セネガル、スリランカ、トンガ、ベトナム)
		2013/9/9~10/14	東京、京都、沖縄、北海道東部	8カ国8名(アルバニア、アルゼンチン、グルジア、キルギス共和国、ペルー、セルビア、マケドニア、東ティモール)
H26	JICA課題別研修「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」	2014/5/26~7/8	東京、山梨、沖縄、北海道東部	4カ国6名(コスタリカ、マレーシア、メキシコ、ウガンダ)
	JICA課題別研修「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)」	2014/8/25~9/30	東京、京都、沖縄、北海道東部	10カ国10名(ブータン、グルジア、ガイアナ、コソボ、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、スリナム、アルバニア、トルコ)
H27	JICA課題別研修「地域振興に寄与する持続可能な湿地資源の利用法」	2015/5/25~7/7	東京、栃木、山梨、沖縄、北海道東部	7カ国8名(アルバニア、エルサルバドル、フィジー、メキシコ、ウガンダ、マレーシア、コスタリカ)※コスタリカの研修員は国の政策事情により、研修途中で帰国
	JICA課題別研修「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)(B)」	2015/9/7~10/12	東京、京都、沖縄、北海道東部	9カ国10名(カンボジア、フィジー、ガボン、レソト、パプアニューギニア、ソロモン諸島、スリランカ、ベトナム、ジンバブエ)
	2015年度「自然・文化資源の持続可能な利用(エコツーリズム)」フォローアップ調査	2016/2/29~3/9	ベトナム	JICAによる過去の研修参加者の帰国後の活動視察・調査に参加
H28	JICA課題別研修「地域振興に寄与する持続可能な湿地資源の利用法」	2016/5/23~7/5	東京、栃木、山梨、沖縄、北海道東部	8カ国8名(ウルグアイ、コロンビア、タジキスタン、中国、バングラディシュ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ)
	JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2016/8/29~10/4	東京、京都、沖縄、北海道東部	6ケ国6名(ジョージア、ミャンマー、フィリピン、サモア、スリナム、ベトナム)
H29	JICA課題別研修「地域振興に寄与する持続可能な湿地資源の利用法」	2017/5/16~7/7	北海道東部、東京、千葉、栃木、山梨、沖縄	5カ国5名(ウガンダ、キューバ、タジキスタン、フィジー、モンゴル)
	JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2017/9/5~10/19	北海道東部、東京、京都、沖縄	4ケ国5名(ガボン、パプアニューギニア、バヌアツ、ベトナム)
H30	JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2018/7/8~8/9	東京、沖縄、北海道東部	5カ国6名(アルバニア、パプアニューギニア、カザフスタン、コソボ、ジョージア)
	JICA青年研修「地域における観光振興」	2018/10/23~11/8	十勝、釧路管内	8カ国11名(ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ペルー)
R1	JICA課題別研修「自然環境行政官向けのエコツーリズム」	2019/6/26~8/1	東京、沖縄、北海道東部	7カ国8名(ウクライナ、ガボン、キリバス、セルビア、パラオ、フィリピン、ベトナム)
	JICA青年研修「地域における観光振興」	2019/10/23~11/8	十勝、釧路管内	8カ国11名(ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ペルー)
R2	【遠隔研修】JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2021/1/11~1/15	釧路、帯広ほか	4カ国4名(ラオス、ホンジュラス、ガボン、ジョージア)
	【遠隔研修】JICA課題別研修「生態系を活用した防災・減災による湿地と周辺地域の生態系保全と流域管理と地域開発」	2021/2/1~2/5	釧路、帯広ほか	8カ国8名(ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ペルー)
R3	【遠隔研修】JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2021/8/17~8/31	釧路、帯広ほか	5カ国7名(ジョージア、ホンジュラス、パラオ、ベトナム、モンゴル)
	【遠隔研修】JICA課題別研修「生態系を活用した防災・減災による湿地と周辺地域の生態系保全と流域管理と地域開発」	2022/2/8~2/18	釧路、帯広ほか	9カ国16名(ベリーズ、コスタリカ、パナマ、ペルー、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア)
R4	【遠隔研修】JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2022/9/7~9/30	釧路、帯広ほか	6カ国8名(アルバニア、アルメニア、ガボン、コンゴ民主共和国、ジョージア、スリランカ)
	【遠隔研修】JICA課題別研修「生態系を活用した防災・減災による湿地と周辺地域の生態系保全と流域管理と地域開発」	2023/1/24~2/14	釧路、帯広ほか	7カ国10名(エクアドル、キューバ、グアテマラ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ホンジュラス)
R5	JICA課題別研修「自然環境行政官のためのエコツーリズム」	2023/6/29~8/2	釧路、帯広ほか	7カ国7名(ウガンダ、ガボン、コンゴ民主共和国、ジョージア、パラオ、ベトナム、ボツワナ)
	JICA課題別研修「湿地生態系における自然を活用した社会課題の解決(ネイチャーポジティブな社会の実現に向けて)」	2023/10/12~11/21	釧路、帯広、札幌、東京、宮城、熊本、佐賀	6カ国8名(グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ペルー)

河川調査事業

年度	事業名	年月日	開催地	概要
H12	釧路湿原ラムサール条約登録22周年記念 「釧路川河川環境観察会」の開催	2000/9/23		
H14	「釧路川河川環境観察会」	2002/10/5	釧路川（屈斜路湖畔～美登里橋）及び釧路市愛国浄水場	
H15	釧路川河川環境観察会	2003/10/18	釧路川	釧路川水源の屈斜路湖から釧路川をラフティングボート、カヌーで下りながら河川の生態、水質などを観察
H22	釧路湿原ラムサール条約登録30周年記念事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2010年夏」	2010/7/24	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩いの家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者28名）
	釧路湿原ラムサール条約登録30周年記念事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2010年秋」	2010/9/25	釧路川蛇行復元区域～ 下流域（標茶町）	(1)堆積土壌調査（砂洲） (2)河畔林植生・景観の比較 (3)出現動植物の観察 (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者27名）
H23	ラムサール条約40周年記念事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2011年夏」 ＊ラムサール条約40周年記念事業 ＊河川整備基金助成事業	2011/7/2	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩いの家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者28名）
	釧路川蛇行復元区域を対象とした 市民参加による環境調査 「みんなで調べる復元河川の環境・2011秋」 ＊ラムサール条約40周年記念事業 ＊河川整備基金助成事業	2011/9/10	釧路川蛇行復元現場周辺（標茶町茅沼、塘路） 塘路湖エコミュージアムセンター	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者25名）
H24	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2012夏」 ※釧路湿原国立公園指定25周年記念事業 ※河川整備基金助成事業	2012/7/28	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩いの家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者29名）
	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2012秋」 ※釧路湿原国立公園指定25周年記念事業 ※河川整備基金助成事業	2012/9/9	釧路川蛇行復元現場周辺（標茶町茅沼、塘路） 塘路湖エコミュージアムセンター	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者26名）
H25	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2013夏」	2013/7/14	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼）	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者24名）
	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2013秋」	2013/9/7	釧路川蛇行復元現場周辺（標茶町茅沼、塘路） 塘路湖エコミュージアムセンター	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者25名）
	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境」報告会	2014/2/20	釧路市交流プラザさいわい	(1)釧路川の旧川復元について （北海道開発局釧路開発建設部治水課） (2)これまで行った調査とその結果について (3)調査指導者からのコメント (4)質疑応答、意見交換 （参加者50名）
H26	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2014夏」	2014/7/13	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼）	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者29名）
H26	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2014秋」	2014/9/6	釧路川蛇行復元現場周辺（標茶町茅沼、塘路） 塘路湖エコミュージアムセンター	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者27名）
H27	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2015夏」	2015/7/12	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩の家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者30名）
	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2015秋」	2015/10/24	釧路川蛇行復元現場（標茶町茅沼～スガワラ）元村ぱる	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者27名）
H28	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2016夏」	2016/7/10	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩の家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者27名）
	河川整備基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2016秋」	2016/10/16	釧路川蛇行復元現場（標茶町茅沼～スガワラ）元村ぱる	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者20名）
H29	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2017夏」	2017/7/15	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩の家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者27名）
	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2017秋」	2017/9/2	釧路川蛇行復元現場（標茶町茅沼～スガワラ）元村ぱる	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者22名） 共催：釧路開発建設部治水課
H30	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2018夏」	2018/6/23	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩の家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者18名）
	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2018秋」	2018/9/22	釧路川蛇行復元現場（下オソベツ樋門～茅沼木道終点） 憩の家かや沼	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者40名） 共催：釧路開発建設部治水課
R1	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2019夏」	2019/6/15	釧路川蛇行復元現場周辺 （標茶町茅沼） 憩の家かや沼	(1)植生調査 (2)水生生物調査 (3)土壌調査（砂洲・河畔林氾濫域） (4)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者19名）
	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境・2019秋」	2019/9/21	釧路川蛇行復元現場（下オソベツ樋門～茅沼木道終点） 憩の家かや沼	(1)土壌調査（砂洲） (2)復元河道とリファレンスサイトとの環境比較 (3)調査結果のとりまとめ・意見交換 （参加者41名） 共催：釧路開発建設部治水課
R2	河川基金助成事業 「みんなで調べる復元河川の環境2020」	2020/9/5	釧路川蛇行復元現場（下オソベツ樋門～茅沼木道終点） 塘路湖エコミュージアムセンター	(1)カヌーを利用した河川の調査 (2)堆積土壌調査（砂洲） (3)水生生物調査 （参加者20名） 共催:釧路開発建設部治水課

釧路国際ウェットランドセンター会則

平成 7年1月26日　制定
平成10年4月28日　一部改正
平成15年5月22日　一部改正
平成18年5月16日　一部改正
平成20年5月9日　一部改正
平成25年5月29日　一部改正
平成27年5月25日　一部改正
平成28年5月23日　一部改正

（名　称）
第１条　本会は、釧路国際ウェットランドセンター（以下、センターという）と称する。

（構　成）
第２条　センターは、釧路管内のラムサール条約登録湿地関係市町村、湿地の保全及びワイズユースの推進並びに湿地を通じての国際協力の推進に関わる国･道の機関のうち釧路市内に事務所を置く機関、国内外の関係ＮＧＯの代表、釧路市内の経済界の代表、学識経験者等により構成する。

（目　的）
第３条　センターは、釧路地域の豊かな自然、既存の施設や人材等を活用しながら、以下に掲げる国際的な事業に地域を挙げて取り組むことにより、国際相互理解を促進するとともに、釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖等の保全とワイズユースの推進を通じて、地球環境保全に寄与することを目的とする。

（所　掌）
第４条　センターは、前条の目的達成のため、湿地保全及びワイズユースの推進に係る次に掲げる事項を所掌する。
(1)「研修コース及び研修旅行」に関すること。
(2)「会議及びワークショップ」に関すること。
(3)「研究・モニタリング及びデータベース構築」に関すること。
(4)「湿地管理に関する技術的助言」に関すること。
(5)「啓発・普及キャンペーン」に関すること。
(6)「湿地観光支援サービス」に関すること。
(7)「国際協力・他機関との協力」に関すること。
(8)　その他。

（役　員）
第５条　センターに次の役員を置く。
(1)　理事長　　１　名
(2)　副理事長　若干名
(3)　理　事　　若干名
(4)　監　事　　２　名
２　役員は、総会において選出する。

（職　務）
第６条　理事長は、センターの会務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長を代理する。
３　理事は、理事会を構成し、重要事項等の審議を行う。
４　監事は、センターの会計を監査する。

（任　期）
第７条　役員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧　問）
第８条　第３条の目的達成及び第４条の所掌事務遂行のための指導及び助言を仰ぐため、センターに顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事長が委嘱する。

（総　会）
第９条　総会は、センターの最高意思決定機関とする。
２　総会は、通常総会と臨時総会とし、理事長が招集し主宰する。
３　通常総会は、毎年度１回開催し、前年度の事業報告等及び当該年度の予算等を審議する。
４　臨時総会は、理事長が必要と認める場合に招集する。ただし、センターの構成員が臨時総会の目的である事項について、書面により意思表示をした時は、臨時総会の決議があったものとみなす。

（理事会）
第１０条　総会付議案件等重要事項を審議するため、センターに理事会を置く。
２　理事会は、正副理事長、理事、監事で構成するものとし、必要の都度、理事長が招集し主宰する。
３　前条第３項に規定する通常総会に付議する案件のみを審議するための理事会は、書面による意思表示によって理事会の招集に代えることができるものとする。
４　前条第４項ただし書きに規定する書面による意思表示によって決議を行う臨時総会を行う場合は、理事会の審議を省略することができる。

（技術委員会）
第１１条　センターへの専門的な要請に対応するため、技術委員会を置く。
２　技術委員会は、総会において年度別に定める個別テーマについて調査研究を行う。
３　技術委員会は委員長1名及び委員若干名のほか、必要に応じ主任技術委員１名を置くことができる。
４　委員長及び主任技術委員は、学識経験者の中から総会の承認を得て理事長が委嘱する。
５　委員は、委員長の具申を受けて、理事長が委嘱する。

（運営協議会及び主管者会議）
第１２条　関係行政機関の連絡調整をはかるため、運営協議会及び主管者会議を置く。
２　運営協議会は、関係行政機関の代表者により構成する。
３　主管者会議は、関係行政機関の担当課長等により構成する。
４　運営協議会は、理事長が指名する理事が招集し主宰する。
５　主管者会議は、事務局長が招集し主宰する。
６　運営協議会及び主管者会議に、オブザーバーの出席を認めることができる。

（会　計）
第１３条　センターの運営並びに第４条の事業に必要な経費は、関係市町村の負担金、寄附金、助成金等をもって充てる。
２　センターの会計年度は、毎年４月から翌年３月までとする。
３　会計の処理については、釧路市の財務関係規則等に準じて行う。
４　理事長は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。

（センターの職員）
第１４条　センターに必要な職員を置くことができる。

（事務局）
第１５条　センターの事務局は、釧路市役所内に置く。
２　事務局に理事長が指名する事務局参事、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
３　事務局参事は、事務局を管理・監督する。
４　事務局長は、センターの事務を掌理する。
５　事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は事務局長を代理する。

附　則　（平成７年１月26日制定）
この会則は、平成７年１月26日から施行する。
附　則　（平成10年４月28日一部改正）
この会則は、平成10年４月28日から施行する。
附　則　（平成15年５月22日一部改正）
この会則は、平成15年５月22日から施行し、
平成15年度以降の役員の任期から適用する。
附　則　（平成18年５月16日一部改正）
この会則は、平成18年５月16日から施行する。
附　則　（平成20年５月9日一部改正）
この会則は、平成20年５月9日から施行する。
附　則　（平成25年５月29日一部改正）
この会則は、平成25年５月29日から施行する。
附　則　（平成27年５月25日一部改正）
この会則は、平成27年５月25日から施行する。
附　則　（平成28年５月23日一部改正）
この会則は、平成28年５月23日から施行する。

ラムサール条約釧路会議から30年の歩み

発行日　令和６年３月

発　行　釧路国際ウェットランドセンター
〒085-8505
釧路市黒金町7丁目5番地（釧路市役所環境保全課内）

印　刷　藤田印刷株式会社